

みどりの食料システム戦略



逆引き

施策活用ガイドブック

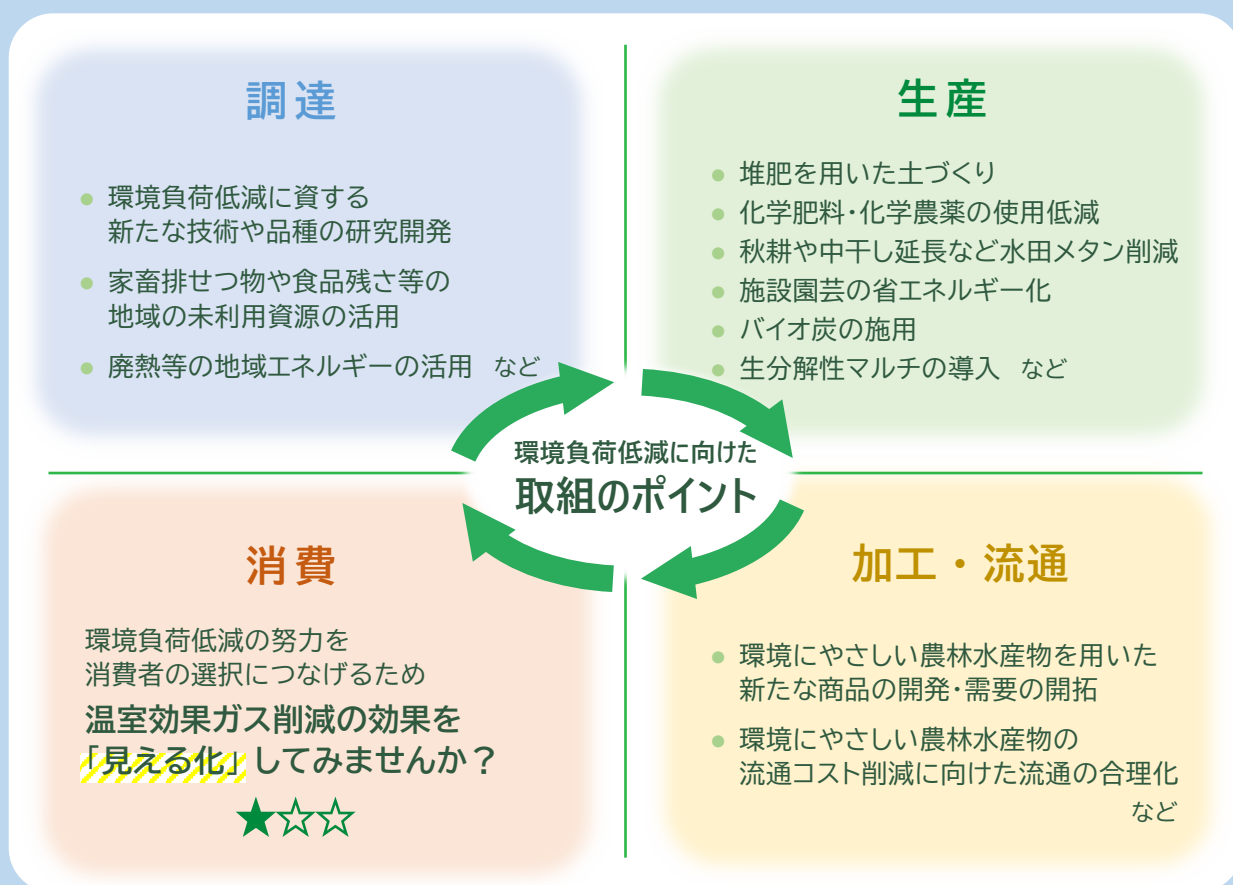
令和8年2月版

MAFF
農林水産省

農林漁業者・食品関連産業等の民間事業者、自治体の皆様へ

みどりの食料システムに向けて 環境にやさしい取組を はじめませんか？

令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。
みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、
すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で、
環境負荷の低減に取り組むことが重要です。
そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、
国も消費者の理解醸成に取り組んでいきます。



目 次

※令和8年度当初予算については、今後の予算編成過程で変更があり得ますのでご注意ください。
※詳細については、各事業の要綱・要領等をご確認ください。

・ みどりの食料システム法に基づく認定制度について知りたい	1
-------------------------------------	---

調 達

・ 環境負荷低減に資する資材等を製造する設備投資への支援 について知りたい	2
・ 環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい	6
・ 環境負荷低減に資する新技術を知りたい・発信したい	9

生 産

・ 環境負荷低減の取組に必要な設備投資への支援について知りたい ..	10
・ 環境負荷低減に取り組む経営体への支援について知りたい	18
・ 環境負荷低減の実践に向けて地域で取組を進めたい	26
・ J-クレジット制度について知りたい・活用してみたい	32

加工・流通

・ 環境負荷を低減して生産された農産物の加工・流通のための 設備投資への支援について知りたい	33
・ 環境負荷を低減して生産された農産物の加工・流通の取組への 支援について知りたい	38

消 費

・ 農産物の環境負荷低減の取組を発信したい	40
・ 農産物の学校給食への活用や食育、食品ロス削減などの対策を 進めたい	41

みどりの食料システム法の認定等に対する主な国庫補助事業等における優遇措置の実施状況	43
---	----

みどりの食料システム法に基づく認定制度

について知りたい



● 「みどり認定」を受けるには？

- **みどりの食料システム法(みどり法)**では、農林漁業者が農林漁業に由来する環境負荷の低減を図るために行う取組を「環境負荷低減事業活動」と位置付け、その取組を促進しています。

申請の流れ等

- 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の一体的取組や温室効果ガスの排出量の削減をはじめとして、環境に配慮した農林漁業の取組が**幅広く対象**になっています。
(認定対象となる具体的な取組内容は、都道府県・市町村が作成する基本計画に定められています。
事業計画作成の際は、**まずは最寄りの都道府県庁にご相談ください。**)
- 基本計画に定められた**特定区域**では、地域ぐるみで行う環境負荷低減の取組を特定環境負荷低減事業活動実施計画として認定を受けることができます。



5年間の事業計画
の申請



都道府県

まずは
最寄りの都道府県庁に
ご相談ください



みどり認定の
チラシ・手引き

● 「基盤認定(基盤確立事業の認定)」を受けるには？

- **みどり法**では、事業者等が行うみどりの食料システム戦略の実現に向けた新たな技術の研究開発・実証や環境負荷低減に資する資材・機械等の普及拡大の取組を「**基盤確立事業**」と位置付け、その取組を促進しています。

申請の流れ等

- 本制度は、基盤確立事業の取組を通じて、農林漁業者が化学肥料・化学農薬の使用低減や有機農業、温室効果ガスの排出削減などに取り組もうとする際の**課題を解決**し、農林漁業者が**環境負荷低減に取り組みやすくなる環境を整備**することを目指すものです。
- 認定申請は**随時受け付けています**。認定をお考えの事業者の方は、まずは**事務所の所在地を管轄する地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局に事前にご相談**ください。
- これまでに認定された計画の概要は農林水産省のHPIに公表しています。



国



認定の対象となる取組・
認定要件の詳細



これまでの認定状況

化学肥料や化学農薬の代替資材を製造する 設備投資に活用できる税制・融資について知りたい



● みどり投資促進税制 (法人税・所得税)

基盤認定が要件

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、堆肥などの化学肥料・化学農薬の代替となる生産資材を製造する設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却(特別償却)できます。(機械等:取得価額×32%、建物等:取得価額×16%)

対象者

化学肥料又は化学農薬の代替となる生産資材を広域的に供給する事業者

対象設備

- 計画認定を受けた後、令和4年7月1日から令和10年3月31日までに取得したものであること
- 化学肥料又は化学農薬の代替となる生産資材を製造する専門の機械等及び当該機械等と一体的に整備する建物
(例:堆肥製造装置、バイオコンポスター、ペレット化装置、袋詰め装置など)

ポイント

- ① 計画認定を受けた後に機械等を取得する必要があります(タイミングに注意!)
- ② 確定申告の際に、必要書類等を記載して最寄りの税務署に申告してください
- ③ 補助金との併用も可能です

お問合せ先

農林水産省みどりの食料システム戦略グループ(☎03-6744-7186)

● 新事業活動促進資金 <日本政策金融公庫 中小企業事業・国民生活事業>

基盤認定を受けて、環境負荷低減に資する新たな資材・機械類の普及拡大に向けた設備投資を行う事業者の取組を、中小企業の経営革新等への支援を目的とする日本政策金融公庫の低利融資で支援します。

対象者

基盤認定を受けて、以下に取り組む中小企業

- ・ 環境負荷低減に資する資材・機械類の生産・販売
- ・ 環境負荷低減に資する機械類のリース・レンタル

使途・支援内容

- 当該事業の実施に必要な設備資金及び長期運転資金
(新たに開発した環境負荷低減に資する資材・機械の製造設備の取得など)

- 借入限度額:

- ① 中小企業事業 14億4,000万円
- ② 国民生活事業 7,200万円

- 借入金利: 2億7,000万円まで 特別利率②(土地に係る資金を除く。)

- 償還期限: 20年以内、運転資金:10年以内

留意点

公庫による審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫

詳しくはコチラ



日本政策金融公庫HP

脱炭素に資する

設備投資に活用できる投融資について知りたい



● (株)脱炭素化支援機構(JICN)による投融資

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素に資する多様な事業への呼び水となる投融資(リスクマネー供給)を(株)脱炭素化支援機構が実施します。

※JICNとは・・・地球温暖化対策推進法に基づき、国の財政投融資からの出資と民間からの出資を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する資金供給などの活動を行う株式会社です。

支援基準



詳しくはコチラ

✓政策的意義

- ①温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に資すること
- ②我が国の経済社会の発展や地方創生に貢献するなど

✓民間事業者等のイニシアチブ

民間事業者等からの出資総額が、JICNからの出資額以上であることなど

✓収益性の確保

JICNによる適切な支援が行われることにより収益確保が認められることなど

✓地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保

地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保することなど

支援対象

温暖化ガスの排出削減・吸収と社会経済の発展に貢献する事業(分野・領域の指定はなく、再エネ発電、燃料、蓄エネ省エネ、設備機器や素材の製造、農林水産業、運輸・モビリティ、資源循環など多種多様な事業を対象とする)

ポイント

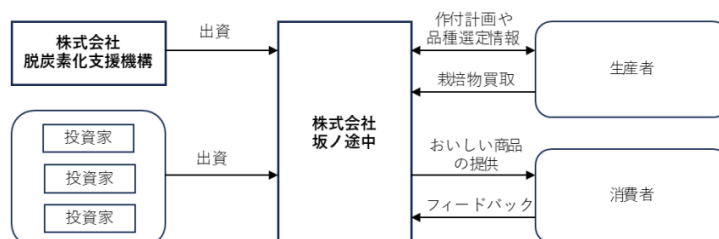
脱炭素に資する農業分野の取組(ソーラーシェアリング、バイオマス利活用、スマート農業、有機農業など)も支援対象となります！
出資・融資の詳細な条件については、JICNにお問い合わせください。

お問合せ先

(株)脱炭素化支援機構(03-6257-3863)

<コラム> (株)脱炭素化支援機構の投融資事例(㈱坂ノ途中)

新規就農者を中心とした提携生産者が栽培した農産物の販売プラットフォームの運営などを行う㈱坂ノ途中は、(株)脱炭素化支援機構の出資を受け、有機農産物等の販売事業拡大に伴う出荷能力の強化や新規就農者が手掛ける有機栽培に関するデータ提供体制のさらなる整備を行います。



堆肥やバイオ炭の製造やバイオマス発電等に係る 設備投資への支援について知りたい



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

基盤認定が要件

● みどりの事業活動を支える体制整備(みどりハード)

基盤認定を受けた事業者による、堆肥製造施設やバイオ炭製造施設等の整備、調達先の調査や効果検証などの取組を支援します。

実施主体

「資材の生産・販売」の取組類型で基盤認定を受けた又は受ける見込みの民間事業者等(JA、肥料製造業者、地方公共団体など)

主な事業要件

- 県域等を越えて効果が波及する等の広域性を持った事業計画であること
- 技術の普及状況に鑑み、先進性を持った事業計画であること
- 認定を受けた基盤確立事業の実施に必要な取組であること

補助率等

推進事業(調達先調査、効果検証等):定額 (国費上限額:650万円)
整備事業(設備投資) :1/2以内 (国費上限額:2億円)
※整備事業は、総事業費が原則、1億円以上であること

ポイント

- まだ「基盤認定」を受けていなくても応募できます！
(予算審査の過程で基盤確立事業実施計画の審査を同時に行います。)
- 推進事業・整備事業はそれぞれ1回のみ活用が可能です。

お問合せ先

各地方農政局生産部環境・技術課等

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

ポイント加算対象 ※詳細は43P

● バイオマスの地産地消

地域のバイオマス(家畜排せつ物、食品残渣など)を活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査・設計・実証・施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組を支援します。

実施主体

地方公共団体、民間事業者等(発電事業者、食品事業者、畜産農家など)

主な事業要件

- エネルギー調達の環境負荷をバイオマスの活用により低減する計画であること
- 災害時に地域にエネルギーを供給できること、レジリエンス強化につながる
- 地域のバイオマスを活用し、売電に留まることなく農林漁業関連施設へのエネルギー供給を行うこと

補助率等

- 地産地消型バイオマスプラント等の導入(1/2以内)
(調査、設計、実証、施設整備(マテリアル製造設備を含む)、施設の機能強化対策、効果促進対策等の取組)
- バイオ液肥散布車等の導入(1/2以内)
(バイオ液肥の肥料利用を促進するためのバイオ液肥散布車やドローン等の購入)
- バイオ液肥の利用促進(定額)
(肥効分析に係る費用、散布実証、普及啓発の取組)

ポイント

- バイオマスプラントの新設整備のみならず、既存バイオマス利活用施設の効果向上等のための検討・実証や改修・改造の支援が受けられます。
- 固定価格買取制度により売電を行う場合、一部の施設が補助対象外となります。

お問合せ先

最寄りの都道府県庁又は各地方農政局生産部環境・技術課等

再生可能エネルギーや国内肥料資源の活用にあ資する 設備投資への支援について知りたい



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

ポイント加算対象 ※詳細は43P

● 地域循環型エネルギーシステム構築

再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステム構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組、資源作物や未利用資源のエネルギー利用及び農林漁業循環経済先導地域づくりの取組を推進します。

実施主体 地方公共団体、民間団体、協議会等

主な事業要件 協議会は、「農業者」「発電事業者」「都道府県・市町村・農業委員会
もしくは地域の農業者が組織する団体」を構成員とすること

補助率等

- 農林漁業循環経済先導地域づくりの推進(定額若しくは1/2以内)
- 営農型太陽光発電のモデル的取組支援(定額(設備導入は1/2以内))
- 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援(定額)
- 次世代型太陽電池(ペロブスカイト)のモデル的取組支援
(定額(設備導入は1/2以内))

ポイント

発電した電気を地域で利用するモデルを検討しましょう！

本事業により導入した発電設備を用いて発電した電気に関して、再エネ特措法に基づく買取制度(FIT)や補助(FIP)による売電はできません。原則として、発電した電気は協議会等でご利用いただきます。

お問合せ先 最寄りの都道府県庁又は各地方農政局生産部環境・技術課等

● 国内肥料資源利用拡大対策事業

ポイント加算対象 ※詳細は46P

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源を活用した肥料への転換を進め、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を受けにくい生産体制づくりを支援します。

実施主体 農業者の組織する団体、肥料製造事業者、肥料原料供給事業者など

ポイント

原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者がそれぞれ事業を活用することが可能です。また、施設整備のみならず、散布に必要な機械導入や栽培実証等、国内資源由来肥料の利用拡大に向け必要な取組についても支援します。

主な採択要件 原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携を位置付けた「連携計画」を作成すること 等

補助率等

- 堆肥化処理施設、強制発酵装置、ペレット化施設等の整備(1/2以内)
※補助上限額: 20億円
- 肥料散布や土壌分析に必要な機械の導入(1/2以内)
- 肥料の成分分析・効果検証(定額)
※補助上限額: 肥料の試作200万円、左記以外3,000万円

注: 補助上限額は
農産局事業のみ

お問合せ先

最寄りの各地方農政局生産部環境・技術課及び畜産課等又は
農林水産省農産局農産政策部技術普及課 (03-6744-2107)
農産局農産政策部農業環境対策課 (03-3593-6495)
畜産局畜産振興課 (03-6744-7189)

● 以下事業もご活用いただけます！

- スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち
スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業(14P)

環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい



アグリテック系スタートアップ重点化支援対策のうち

ポイント加算対象 ※詳細は47P

スタートアップ創出強化対策

農林水産・食品分野における政策的・社会的課題の解決や、サービス事業体等の新たなビジネス創出のため、革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ・中小企業等を支援します。

実施主体

民間団体等

主な事業要件

農林水産・食品分野で革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ(原則設立15年以内) 等

補助率等

以下各フェーズに応じ、研究開発から事業化に向けた取組までサポート

詳しくはコチラ



生研支援センターHP

- フェーズ 0(発想段階):委託研究費:1,000万円以内(2年以内)
- フェーズ 1(構想段階):委託研究費:1,000万円以内(2年以内)
- フェーズ 2(実用化段階):委託研究費:2,000万円以内(2年以内)
- 事業化準備フェーズ:委託研究費:3,000万円以内(1年以内)
- プログラムマネージャーによる伴走支援、スーパーアグリクリエイター発掘支援

ポイント 基盤認定事業者への採択審査時の加点措置を設けています！

お問合せ先

生物系特定産業技術研究センタースタートアップ支援課

メール: brain-stupweb@ml.affrc.go.jp

農林水産省農林水産技術会議事務局 研究推進課産学連携室(03-6744-2115)

「知」の集積と活用によるイノベーションの創出のうち

ポイント加算対象 ※詳細は47P

オープンイノベーション研究・実用化推進事業

国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究及び実用化研究を支援します。

実施主体

民間企業、大学、国立研究開発法人、公設試、農林漁業者が組織する団体等による研究コンソーシアム等

主な事業要件

2機関以上の研究グループ 等

ポイント 基盤認定事業者やみどり認定を受けた農業者が参画する場合、採択審査時の加点措置を設けています！

補助率等

- 基礎研究ステージ(研究シーズを創出するための基礎段階の研究開発)
研究実施期間:3年以内 委託研究費:3,000万円以内/年
- 開発研究ステージ(研究成果を社会実装するための研究開発)
研究実施期間:5年以内 委託研究費:3,000万円以内/年

詳しくはコチラ



生研支援センターHP

お問合せ先

- 生物系特定産業技術研究センター イノベーション創出課(044-276-8995)
- 農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室
(03-6744-7044)

環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい



農林水産物・食品の輸出促進のうち

ポイント加算対象 ※詳細は47P

● 輸出拡大に向けたニーズや付加価値の高い農産物の栽培・加工技術等の開発委託事業

海外におけるニーズが高い輸出重点品目であるかんしょ、イチゴ及び茶における以下の研究開発を実施します。

- 輸出可能な生産量を確保するための効率的生産体系(かんしょ、イチゴ、茶)
- 輸出先国の残留農薬基準に対応した病虫害防除体系(イチゴ、茶)
- 長距離輸送に対応した長期品質保持体系(かんしょ、茶)
- 輸出先国のニーズに対応した有機など高付加価値化に関する生産・加工技術(イチゴ、茶)

実施主体 民間団体等

主な事業要件 国内に設置された機関であり、法人格を有する者であって、以下の条件等を満たすこと

- 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること
- 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること 他

ポイント 基盤認定事業者やみどり認定を受けた者が参画する場合、採択審査時の加点措置を設けています！

補助率等 定額

お問合せ先 農林水産省農林水産技術会議事務局研究統括官室(03-3502-2549)

ポイント加算対象 ※詳細は47P

● 戦略的国際共同研究推進事業

「食料・農業・農村基本計画」、「みどりの食料システム戦略」の実現のため、海外の農業研究機関が有する優れた知見や研究材料等を活用し、世界の先端技術や情報を積極的に導入することで、我が国の農林水産業の発展につながる国際共同研究を実施します。

実施主体 民間団体等(公設試・大学を含む)

主な事業要件 国内に設置された機関であり、法人格を有する者であって、以下の条件等を満たすこと

- 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること
- 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること 他

ポイント 基盤認定事業者やみどり認定を受けた者が参画する場合、採択審査時の加点措置を設けています。

補助率等 二国間国際共同研究事業
研究実施期間:5年以内 委託研究費:1,000万円程度/年

お問合せ先 農林水産省 農林水産技術会議事務局 国際研究官室(03-3502-7467)

環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい



生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発のうち

ポイント加算対象 ※詳細は47P

● 食料安全保障強化に向けた水稻の低コスト・多収栽培技術の開発委託事業

各地域における乾田直播や再生二期作に適した多収品種等を選定するとともに、その能力を最大限に発揮するための極めて低コストな栽培技術を開発します。また、節水型乾田直播の確立に向けた水管理や雑草防除技術等を開発します。

実施主体 民間団体等

主な事業要件 国内に設置された機関であり、法人格を有する者であって、以下の条件等を満たすこと

- 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること
- 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること 他

ポイント 基盤認定事業者やみどり認定を受けた者が参画する場合、採択審査時の加点措置を設けています！

補助率等 定額

お問合せ先 農林水産省農林水産技術会議事務局研究統括官室(03-3502-2549)

生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発のうち

ポイント加算対象 ※詳細は47P

● 「食料安全保障強化に向けた水稻の低コスト・多収栽培技術の開発」以外の事業

生産性の抜本的な向上を加速化する多収性品種等革新的な特性を持った品種、開発した品種の利用拡大に資する栽培技術、省力的な種苗生産技術、育種素材の開発等について、新たに整備する高精度な分析機器も活用しつつ実施します。

実施主体 農業・食品産業技術総合研究機構、民間団体等

主な事業要件 国内に設置された機関であり、法人格を有する者であって、以下の条件等を満たすこと

- 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること
- 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること 他

ポイント 基盤認定事業者やみどり認定を受けた者が参画する場合、採択審査時の加点措置を設けています！

補助率等 定額

お問合せ先 農林水産省農林水産技術会議事務局研究統括官室(03-3502-2549)

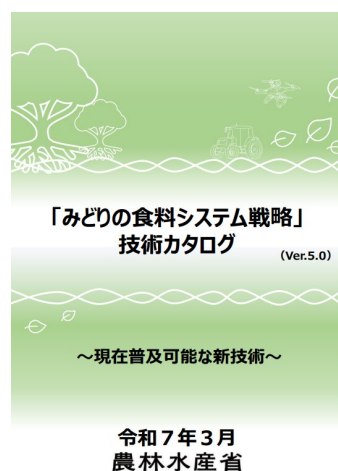
環境負荷低減に資する新技術を知りたい・情報発信したい



「みどりの食料システム戦略」技術カタログ

認定事業者を掲載

- みどり戦略に掲げた各目標の達成に貢献し、現場への普及が期待される技術について、「みどりの食料システム戦略」技術カタログとしてとりまとめ、農林水産省HPに公表しています。
- 農業・畜産を対象とし、近年(直近10年程度)開発された技術(現在普及可能な技術)と、近い将来利用可能となる開発中の技術(2030年までに利用可能な技術)について紹介していますので、有機農業やJ-クレジット等に取り組む際に御活用ください。
- 2025年3月に公表されたVer.5.0では、23件の「現在普及可能な技術」及び24件の「みどり認定を受けた基盤確立事業」を追加し、合計452件の技術を収録しています。



詳しくはコチラ



農水省HP

掲載候補の募集について

- 農林水産省では、カタログへの掲載候補について、以下のとおり募集しています。
- 認定事業者については、応募に関わらず掲載しています。

募集対象技術

1. みどりの食料システム戦略の実現に貢献すること
2. 技術の導入効果が実証等により定量的に把握されていること
3. 農業者等が実際に入手・活用できる技術であること
4. 掲載技術の権利関係が明確でありトラブル等がないこと
5. 環境や営農に悪影響を及ぼさない技術であること
6. その他、公的なカタログに掲載するにふさわしい技術であること

応募方法

技術の実証を行った地域、普及が見込まれる地域、又は研究機関が所在する地域の地方農政局等ごとに募集しています。

詳しい応募方法は、各地方農政局等のホームページをご確認ください。

※次版Ver.6.0の募集期間は終了しています。

2026年度の募集期間は7月～9月を予定しています。

お問合せ先

農林水産省 大臣官房政策課 技術政策室(03-3502-3162)

(個別技術の内容に関しては、カタログに記載の各お問合せ先にご連絡ください。)

化学肥料や化学農薬の使用量低減に資する 設備投資に活用できる税制について知りたい



● みどり投資促進税制

みどり認定が要件

みどり認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却(特別償却)できます。
(機械等:取得価額×32%、建物等:取得価額×16%)

対象者

青色申告を行う農業者又は農業者の組織する団体で
みどり認定を受けて化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む方

対象設備



対象機械はコチラ

- みどり認定を受けた後、令和4年7月1日から令和10年3月31日までに取得したものであること
 - 次の2点を満たす機械のほか、機械と一体的に整備する建物も対象
 - ✓ 取得価額の合計が100万円以上であること
 - ✓ 農水省HPに掲載された対象機械であること
- (局所施肥機、除草機、堆肥散布機、色彩選別機、園芸施設の灌水施肥装置など60機種以上)

ポイント

- ① みどり認定を受けた後に機械等を取得する必要があります(タイミングに注意!)
- ② 確定申告の際に、必要書類等を記載して最寄りの税務署に申告してください
- ③ 補助金との併用も可能です

お問合せ先

最寄りの都道府県庁

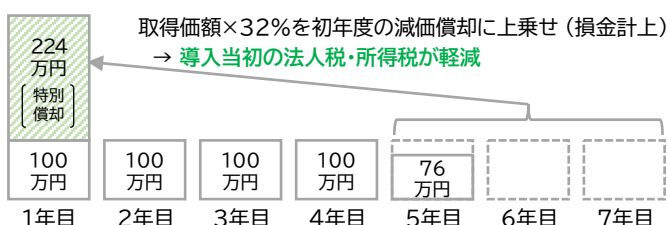
ポイント

特別償却の活用により、

- ・導入当初の税負担軽減によるキャッシュフローの改善
 - ・償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収
- などの効果が期待できます

【特別償却のイメージ】

700万円・耐用年数7年の農業機械を導入 ※定額法の場合



<コラム>みどり投資促進税制の活用事例(滋賀県・中道農園)

有機栽培を中心に水稲40haで経営する滋賀県の中道農園では、全国で初めてみどり認定を受けて水稲有機栽培面積の拡大に取り組んでおり、作業の効率化に必要となる水田除草機の導入にみどり投資促進税制を活用しています。

代表の中道さんは、みどり投資促進税制について、「スピード感を持って次の設備投資がしやすい。購入費補助よりも、農家本来の能力が生かせる。」と評価しています。



農業の環境負荷低減に資する

設備投資に活用できる融資について知りたい



● 農業改良資金＜公庫農林事業＞

環境負荷低減に取り組みながら「収量・品質の向上」や「コスト・労働力の削減」を目指す新たな取組（＝農業改良措置：新作物・新技術の導入）を無利子資金で支援します。

対象者 みどり認定を受けた農業者

ポイント 都道府県知事による「貸付資格の認定」と「みどり認定」を同時に受けることが可能です。
まずは「みどり認定を受けて農業改良資金を借りたい」ことを各都道府県庁（又は公庫支店）にご相談ください。

使途・支援内容

- 環境負荷低減事業活動のうち農業改良措置を実施するために必要な資金（農業経営用施設・機械等の改良・造成・取得、農地等の改良など）
- 借入限度額：（個人）5,000万円、（法人・団体）1億5,000万円
- 借入金利：無利子
- 償還期限：12年以内

留意点

- 公庫による審査の結果、ご希望に添えない場合があります。
- 国の予算の範囲内で実施しており、融資の実行時期によっては、ご希望に添えない場合がございます。
- 国の補助金を含む補助事業との併用はできません。

取扱融資機関 ㈱日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫

● 畜産経営環境調和推進資金＜公庫農林事業＞

環境負荷低減に取り組むために、家畜排せつ物を堆肥化するための施設・機械等を整備する取組を低利資金で支援します。

対象者 みどり認定を受けた畜産農業者

使途・支援内容

- 処理高度化施設又は共同利用施設に必要な資金（堆肥舎・自動攪拌機の改良・造成・取得など）
- 借入限度額：負担額の80％又は次のいずれか低い額
（個人）3,500万円、（法人）7,000万円 等
- 借入金利：2.2％（令和7年12月現在）
- 償還期限：20年以内（一部の使途では15年以内）

ポイント みどり法に基づく計画を家畜排せつ物法に基づく計画とみなします。
まずは「みどり認定を受けて畜産経営環境調和推進資金を借りたい」ことを各都道府県庁（又は公庫支店）にご相談ください。

留意点 公庫による審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

取扱融資機関 ㈱日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫

林業・漁業の環境負荷低減に資する

設備投資に活用できる融資について知りたい



● 林業・木材産業改善資金

環境負荷低減に取り組みながら「新たな林業・木材産業部門の経営開始」や「林産物の新たな生産・販売方式の導入」を目指す新たな取組を、無利子融資で支援します。

対象者 みどり認定を受けた林業者

ポイント 都道府県知事による「貸付資格の認定」と「みどり認定」を同時に受けることが可能です。まずは各都道府県庁にご相談ください。

使途・支援内容

- 林業・木材産業改善措置を実施するために必要な資金
(高性能林業機械の導入、木材チップ生産施設の改良・造成・取得等)
- 借入限度額: 林業の場合…(個人)1,500万円、(会社)3,000万円、
(団体)5,000万円
木材産業の場合…1億円
- 借入金利: 無利子(償還期限: 12年以内)

留意点

- 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。
- 国の補助金を含む補助事業との併用はできません。

取扱融資機関

最寄りの都道府県庁

● 沿岸漁業改善資金

環境負荷低減に取り組みながら「近代的な漁業技術の導入」や「合理的な漁業生産方式の導入」を目指す新たな取組(=経営等改善措置: 新しい漁具や漁業機器などの導入、漁ろうの安全を図るための施設の改良・造成・取得など)を、無利子資金で支援します。

対象者 みどり認定を受けた漁業者

ポイント 都道府県知事による「貸付資格の認定」と「みどり認定」を同時に受けることが可能です。
まずは「みどり認定を受けて沿岸漁業改善資金を借りたい」ことを各都道府県庁にご相談ください。

使途・支援内容

- 経営等改善措置を実施するために必要な資金
(新しい漁具や漁業機器などの導入、漁ろうの安全を図るための施設の改良・造成・取得など)
- 借入限度額: 5,000万円(漁業種類、経営規模により限度額が異なる)
- 借入金利: 無利子
- 償還期限: 12年以内

留意点

- 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。
- 国の補助金を含む補助事業との併用はできません。

取扱融資機関

最寄りの都道府県庁又は漁業協同組合

有機農業の拡大や化石燃料の使用低減に資する 設備投資への支援について知りたい



ポイント加算対象 ※詳細は45P

● 強い農業づくり支援交付金(うち産地基幹施設支援タイプ)

化学肥料・化学農薬の使用低減や有機農業の拡大、GHG排出削減の推進などに必要な産地の基幹施設 の設備をみどりの食料システム戦略推進枠を設けて支援します。

実施主体 都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社等

主な事業要件

- 受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5名以上
- 面積要件等を満たしていること
- 成果目標の基準を満たしていること

ポイント 「環境負荷低減に関する目標」と「収益性の向上に関する目標」を1つずつ設定します。

通常は、単収の向上や生産コストの低減といった収益性の向上に関する成果目標を2つ選択しますが、みどり戦略推進枠では、そのうちの1つを「有機農業の取組面積の拡大」や「化石燃料の使用量の削減」など環境負荷低減に関する目標の設定に代えることができます。

■ 原則として総事業費が5,000万円以上であること 等

補助率等 1/2以内(国費上限額:20億円※施設や事業実施主体等により変更あり)

※ヒートポンプを導入した低コスト耐候性ハウス、バイオ炭製造施設、農産物処理加工施設など強い農業づくり総合支援交付金の産地収益力の強化で対象となるすべての施設が対象

お問合せ先 最寄りの都道府県庁又は各地方農政局生産部生産振興課等

● 産地生産基盤パワーアップ事業(うち収益性向上タイプ)

生産コストの低減や販売価格の増加などの収益力強化に向けた施設・機械の整備について、化石燃料の使用低減に資する設備等の導入が可能な施設園芸エネルギー転換枠を設け、支援します。

実施主体 産地パワーアップ計画に参加する農業者、農業者の組織する団体

主な事業要件

- 産地パワーアップ計画において、収益性向上に係る成果目標が設定されており、基準を満たしていること
- 面積要件等を満たしていること 等

ポイント ■ 目標に沿って成果目標を最大2つまで設定し、配分基準となるポイントを算出します。

イネなどの一部の作物については、みどり認定に関する目標設定も可能です。

■ 化石燃料の使用低減に役立つヒートポンプなどの導入については、施設エネルギー転換枠にエントリーできます。

産地パワーアップ計画に、①省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大②燃油使用量の15%以上の低減等の目標を設定するなどの要件があります。

補助率等 1/2以内(国費上限額:20億円※施設や事業実施主体等により変更あり)

お問合せ先 最寄りの都道府県庁又は各地方農政局生産部生産振興課等

除草作業等のスマート化や家畜排せつ物処理に資する 設備投資への支援について知りたい



ポイント加算対象 ※詳細は45P

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち

● スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

実施主体 民間団体等(農業支援サービス事業者等)

**主な事業要件
補助率等**

【スマート農業技術と産地の橋渡し支援】

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

- 改良したスマート農業機械を自身の営農又はサービス事業において活用すること 等
- 定額

【スマート農業支援サービスの育成加速化支援】

サービス事業の立上げや事業拡大に向けた機械導入等の取組を支援します。

- 本事業の成果を踏まえてサービス事業の継続的な事業展開が見込まれること 等
- 定額、1/2以内

ポイント 基盤認定を受けている場合等にポイント加算が受けられます！

お問合せ先 農林水産省農産局技術普及課(03-6744-2107)

ポイント加算対象 ※詳細は46P

● 畜産クラスター事業(施設整備事業・機械導入事業)

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な家畜排せつ物の処理施設や機械の導入等を支援します。

また、新たに措置した持続性向上タイプでは、収益性に直ちに結びつかない取組も支援するため、家畜排せつ物処理関係のみの施設整備や機械導入に取り組みやすくなります！

実施主体 畜産クラスター協議会(畜産を営む者、地方公共団体、農業者の組織する団体、その他の関係者が参画し設立する協議会)等

ポイント

- 畜産クラスター計画の評価に当たり、みどり認定ポイント加算に加えて、基盤認定事業者が堆肥の高品質化・ペレット化等を行う場合の加算があります。
- 施設整備事業に係る事業計画の評価に当たってもみどり認定ポイント加算があります。

主な事業要件 施設整備や機械導入を実施する者は、畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体(畜産農家・法人、飼料生産組織)であること 等

補助率等 施設整備事業・機械導入事業(1/2以内)
(家畜排せつ物処理施設、ペレタイザー、マニユアスプレッダーなど)

お問合せ先 農林水産省畜産局企画課(03-3501-1083)

環境に配慮した営農に必要な 設備投資への支援について知りたい



- ①農地利用効率化等支援事業
- ②担い手確保・経営強化支援事業
- ③地域農業構造転換支援事業

ポイント加算対象 ※詳細は47P

みどりの食料システム戦略を踏まえた環境に配慮した営農に必要な農業用機械・施設の導入について、①②ではみどり農業推進優先枠、③ではポイント加算を設けて支援します。

実施主体

地域計画の目標地図に位置付けられた者(目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む)

主な事業要件

- 成果目標を設定し、経営改善の取組を行うこと
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること 等

ポイント

- ①②はみどり認定に基づく機械の導入について優先枠を設けています。
導入を予定している全ての機械が、認定計画の実施内容を一致する必要があります。
- ③はみどり認定を受けている場合にポイント加算があります。

補助率等

補助率 ①③:事業費の3/10以内、②:事業費の1/2以内
配分上限額 ①:個人・法人問わず1経営体あたり300万円 等
(必要な要件を満たす場合は600万円)
②③:法人3,000万円、法人以外1,500万円 等

お問合せ先

最寄りの市町村又は各地方農政局経営・事業支援部経営支援課等

地域農業構造転換支援対策のうち

- 新規就農者チャレンジ事業

ポイント加算対象 ※詳細は47P

認定新規就農者の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入等を支援します。

実施主体

就農時64歳以下の認定新規就農者

主な事業要件

- 独立・自営就農時の年齢が、65歳未満であること
- 目標地図に位置付けられる又は位置付けられることが確実と見込まれること
- 事業実施地区の地域計画における「将来の目標とする集積率」が「現状の集積率」よりも減少するものでなく、目標集積率が6割以上であること 等

ポイント

- 就農後5年以内の方が支援対象となります。
(経営発展支援事業(通常枠)は就農後2年以内となります。)
- みどり認定を受けることでポイント加算があります。

補助率等

補助率:国の補助上限3/10
補助対象国費上限:個人 1,500万円、法人 3,000万円
(機械・施設等の取得、改良又はリース、家畜の導入、果樹・茶の新植・改植など)

お問合せ先

最寄りの市町村

環境に配慮した営農に必要な 設備投資や農用地保全への支援について知りたい



新規就農者育成総合対策のうち

ポイント加算対象 ※詳細は47P

● 経営発展支援事業(通常枠・特別枠)

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設の導入等を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が補助します。

実施主体 就農時49歳以下の認定新規就農者等

主な事業要件

- 独立・自営就農時の年齢が、49歳以下であること
- 目標地図に位置付けられている、又は位置付けられることが確実と見込まれること
- 機械・施設の取得費用等について、交付対象者が金融機関から融資を受けること 等

ポイント

- 経営開始資金(年間最大165万円×最長3年間)を併用することが可能です(通常枠のみ)。
- 特別枠の場合、補助上限が引き上がるとともに、経営を継承する際に必要な、機械・施設の修繕・移設や老朽設備の撤去が支援対象になります。
- みどり認定を受けることでポイント加算があります。

補助率等

- ① 機械・施設等の導入(機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象)
- ② 機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向けた取組(特別枠のみ活用可能)

補助率:① 国の補助上限1/2、② 国の補助上限1/3
(都道府県が支援する額の2倍)

補助対象国費上限:特別枠 600万円
通常枠 500万円(経営開始資金の交付対象者は250万円)

お問合せ先 最寄りの市町村

農山漁村振興交付金のうち

ポイント加算対象 ※詳細は47P

● 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

実施主体 都道府県、市町村、地域協議会等

主な事業要件

- ① 最適土地利用総合事業
(3年以内に土地利用構想を策定すること、粗放的利用の取組みを1つ以上行うこと、事業実施主体要件、地域要件を満たすこと 等)
- ② 荒廃農地再生支援事業
(整備後の農地を地域計画へ編入すること、事業実施主体要件を満たすこと 等)

補助率等

- ① 定額、5.5/10 等
- ② 1/2以内

ポイント みどり法に基づく計画に位置付けられた取組に対する優遇措置(審査時におけるポイント加算)を設定しています。

お問合せ先 最寄りの都道府県庁又は各地方農政局農村計画課等

環境に配慮した林業・漁業に必要な 設備投資への支援について知りたい



森林集約・循環成長対策のうち

ポイント加算対象 ※詳細は47P

● 林業・木材産業循環成長対策交付金

林業・木材産業の生産基盤強化に向けて、川上から川下までの総合的な取組を支援します。

実施主体 林業経営体、民間団体等

主な事業要件 メニューによって事業要件が異なりますので、詳細は林野庁HPに掲載されている実施要領をご参照ください。

ポイント みどり認定を受けている又は申請をしている場合にポイント加算があります。

- 補助率等**
- 先進的な林業機械等整備(1/3以内等)
 - 木質バイオマス利用促進施設の整備(1/2以内等)
 - 特用林産振興施設等の整備(1/2以内)
 - コンテナ苗生産基盤施設等の整備(1/2以内)

お問合せ先 林野庁森林整備部計画課(03-6744-2082)

ポイント加算対象 ※詳細は47P

● 漁業構造改革総合対策事業

我が国漁業・養殖業を海洋環境の変化に対応した収益性の高い構造へ改革するため、漁獲対象種・漁法の複数化、沿岸漁業者による協業化、陸上養殖・大規模沖合養殖の導入等の新たな操業・生産体制への転換による収益性向上の実証を支援します。

実施主体 漁業協同組合、養殖経営体など

主な事業要件 収益性の向上を図る改革計画を策定し、中央協議会による審査・認定を受けること 等

- 補助率等**
- (漁船漁業の場合)用船料等相当額(1/3以内等)
 - (養殖の場合)資材・機材の導入費等(1/2以内等)

ポイント みどり認定を受けている又は受ける見込みがある場合にポイント加算があります。

お問合せ先 水産庁増殖推進部研究指導課(03-6744-0210)

● 以下事業もご活用いただけます！

- 国内肥料資源利用拡大対策事業(5P)

有機農業への転換や有機飼料の生産への

支援について知りたい



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

みどり認定が要件

有機転換推進事業

新たに有機農業への転換等を行う農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など有機農業の生産開始にあたり必要な経費を支援します。

実施主体

以下のいずれかに該当する者(これまでに本事業による支援を受けたものを除く)

- 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者
- 就農当初から有機農業に取り組む3年以内の農業者かつ、地域の有機農業での平均的収量とおおむね同等以上の収量実績があると認められる者

主な事業要件

- みどり認定を受けている又は成果目標年度までに受ける予定であること
- 営農の一部又は全部で将来的に国際水準の有機農業に取り組む予定であること
- 販売を目的としていること

ポイント

- 事業実施の2年後を目標に、有機農業に取り組む面積を拡大(又は維持)しましょう。
- すでに有機農業に取り組んでいる場合は、同一品目での規模拡大は支援対象になりません。

補助率等

有機種苗の購入、土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備に必要な経費を支援します。(交付単価：10aあたり2万円以内)

お問合せ先

最寄りの市町村又は都道府県庁、各地方農政局生産部環境・技術課等

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援のうち

みどり認定が要件

有機飼料の生産支援

酪農・肉用牛経営者等が取り組む飼料の有機栽培を支援します。

実施主体

酪農・肉用牛経営者等で構成される地域協議会・生産者団体

主な事業要件

- 飼料作物の作付面積が北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上であること
- 酪農経営体は生乳を出荷、肉用牛経営体は牛を出荷していること
- みどり認定を受けていること 等

補助率等

酪農・肉用牛経営者等が取り組む飼料の有機栽培を支援

(1) 青刈りとうもろこし等 45,000円/ha以内

(2) 牧草 15,000円/ha以内

※作付面積の拡大に伴う効率化を考慮した係数を乗じて交付

※有機JAS認証を求めるものではない

ポイント

みどり認定者による取組を支援します。

お問合せ先

最寄りの各地方農政局生産部畜産課等

有機農業等の実践への支援について知りたい



● 環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料、化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

実施主体

農業者の組織する団体※1、一定の条件※2を満たす農業者等

- ※1 同一団体内に2名以上の環境保全型農業直接支払交付金の対象活動に取り組む農業者が必要です。
- ※2 一定の条件とは以下の通りです。
 - 単独で事業を実施する農業者（個人・法人）は
 - ・集落の耕地面積の一定割合以上の農地で、支援対象活動を行う場合
 - ・複数の農業者で構成される法人（農協除く）
 - のいずれかに該当し、市町村が特に認める場合

主な採択要件

- 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
- 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に関する活動等）に取り組むこと

ポイント

支援を受けるには、化学肥料・化学農薬を原則5割以上低減する取組が必要です！

化学肥料・化学農薬の低減については地域の慣行レベルと比較して5割以上であることが条件です。
化学肥料・化学農薬の低減だけでは支援は受けられませんのでご注意ください。

詳しくはコチラ



支援内容

○ 支援対象となる取組

■ 全国共通取組

国が定めた全国を対象とする取組

有機農業※、堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除、炭の投入、

※国際水準で実施する移行期の取組（ただし、有機JAS認証取得は問わない）

■ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

※全国共通取組や多面的機能支払で支援対象となっていない取組が対象

■ 取組拡大加算

農業者団体による、有機農業に新たにに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動

- ！ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みであり、交付金が減額されることがあります。

○ 交付単価

全国共通取組		交付単価（/10a）
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000円
	土壌診断に加え、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合、2,000円加算	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
堆肥の施用注1)		3,600円
緑肥の施用注1)		5,000円
総合防除注1)	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000円
	そば等雑穀、飼料作物	2,000円
炭の投入		5,000円

注1）主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン削減対策をセットで実施

地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

取組拡大加算

交付単価 4,000円/10a（新規取組面積当たり）

<コラム> 制度の見直しについて

「環境保全型農業直接支払交付金」は、令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金の検討の中で、本事業を見直し、みどり認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

お問合せ先

最寄りの市町村又は都道府県庁、各地方農政局生産部環境・技術課等

環境に配慮した野菜・果樹生産への支援について知りたい



持続的生産強化対策事業のうち

ポイント加算対象 ※詳細は44P

● 時代を拓く園芸産地づくり支援

生産者、中間事業者、実需者等が連携した国内産地による周年安定供給を実現するため、加工適性の高い品種や大型コンテナの導入など生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等を支援します。

実施主体 農業協同組合、農業者の組織する団体等

主な事業要件 ■ 面積要件等を満たしていること
■ 事業参加農家が5名以上 等

補助率等 定額(15万円/10a)

ポイント みどり認定者と連携した取組について、優先採択のためのポイント加算が受けられます。

お問合せ先 農林水産省農産局園芸作物課(03-3501-4096)

持続的生産強化対策事業のうち

ポイント加算対象 ※詳細は44P

● 果樹農業生産力増強総合対策

国内外の需要に答えきれていない果樹の生産基盤を強化するため、省力的な樹園地への改植・新植、新たな担い手の確保・定着等の取組を支援するほか、産地の構造転換に向けたモデル実証や気候変動への適応対策等の取組を支援します。

ポイント ■ 果樹の改植・新植、小規模園地整備、機械や設備等のリース導入等を支援します。
■ 本事業のうち果樹農業構造転換支援事業では、みどり認定を受けることによるポイント加算があります。

実施主体 果樹生産者、農業者の組織する団体、民間団体等

主な事業要件 改植・新植支援においては地域計画の目標地図に位置付けられることが確実な者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること

補助率等 定額、1/2以内等

お問合せ先 農林水産省農産局果樹・茶グループ(03-3502-5957)

環境に配慮した花き・茶等の生産への支援について知りたい



持続的生産強化対策事業のうち

ポイント加算対象 ※詳細は44P

● ジャパンフラワー強化プロジェクト推進

花きの需要に合わせた安定生産・安定供給に向け、高温障害を回避・軽減する技術、高温耐性・病害虫抵抗性品種への転換に係る実証や普及活動の取組、花き業界関係者の情報連携に向けた取組、新たな需要開拓・利用拡大の取組等を支援します。

実施主体

民間団体(地域推進協議会、広域推進協議会、全国推進協議会)

ポイント

地域推進協議会の場合、都道府県、生産者及び流通業者の3者全てが含まれる協議会である必要があります。

主な事業要件

- 地域や全国で生じている課題解決に資する取組であること
- 地域での取り組みの場合、取組を行う都道府県において花きの振興計画を策定済み又は事業実施期間中に策定する見込みであること

補助率等

定額

お問合せ先

農林水産省農産局園芸作物課(03-3502-8504)

持続的生産強化対策事業のうち

優先採択対象 ※詳細は44P

● 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

ポイント

- 茶の改植や新植、有機栽培やてん茶生産への転換、農業機械等のリース導入等を支援します。
- みどり認定を受けることによる優先枠があります。

実施主体

民間団体等

主な事業要件

- 受益農業従事者数5名以上かつ65歳未満の者を含むこと
- 茶の改植、新植、未収益支援の取組については、地域計画の目標地図に位置付けられた者(見込含む)が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること
- 茶の改植等の場合は品質向上戦略を策定していること 等

補助率等

定額、1/2以内等

お問合せ先

農林水産省農産局果樹・茶グループ(03-6744-2194)

気候変動に対応した野菜や水稻種子の生産等への 支援について知りたい



ポイント加算対象 ※詳細は45P

● 国産青果物安定供給体制構築事業

近年の世界的な気候変動に伴う生産の不安定化に対応するため、生産者、中間事業者、実需者等が連携して行う、高温、渇水等の影響に対応できる生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等、実需者ニーズに対応した国内産地による周年安定供給を確立するための取組を支援します。

実施主体 民間団体等

主な事業要件 【国産野菜周年安定供給強化事業】
面積要件等を満たしていること、事業参加農家が5名以上 等
【青果物流通合理化支援】
受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5名以上 等

補助率等 【国産野菜周年安定供給強化事業】 定額(15万円/10a)
【青果物流通合理化支援】 定額

ポイント みどり認定者や基盤認定事業者と連携した取組、特定区域における取組について優先採択のためのポイント加算が受けられます。

お問合せ先 農林水産省農産局園芸作物課(03-3501-4096)

米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業のうち

ポイント加算対象 ※詳細は45P

● 持続的種子生産総合対策事業

高温耐性品種等の多様なニーズにも対応した安定的な種子の生産・供給体制の構築に向けた取組や新規採種農家の参入促進等を支援します。

実施主体 都道府県、農業者の組織する団体、民間団体 等

主な事業要件 成果目標の基準を満たしていること 等

補助率等 定額(機械導入・リース導入にあたっては1/2以内)

ポイント 高温耐性品種等への転換等を支援します。

お問合せ先 最寄りの都道府県又は各地方農政局生産振興課等

環境に配慮したさとうきび等の生産や米の輸出への 支援について知りたい



ポイント加算対象 ※詳細は45P

● 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業

沖縄県、鹿児島県等のさとうきび・かんしょ産地や北海道の畑作地帯等の畑作物産地における、持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、労働力不足や病害虫の発生、気候変動、需要構造の変化など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等を支援します。

実施主体 生産者組織、民間団体等

主な事業要件 ■ 面積要件等を満たしていること
■ 成果目標の基準を満たしていること 等

補助率等 定額、6/10以内、1/2以内

ポイント みどり認定者や基盤認定事業者と連携した取組について優先採択のためのポイント加算が受けられます。

お問合せ先 農林水産省農産局地域作物課(03-6744-2115)

米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち

優先採択対象 ※詳細は45P

● 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援 (新市場開拓用米等の販売拡大の取組)

農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)に登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地等が連携して、海外の業務用需要等の新たな市場開拓のために行う取組を支援します。

実施主体 民間団体等

主な事業要件 ①米穀の生産、流通、販売、輸出等に関する知識及び人的ネットワークを有する者、②過去に商談会やセミナー等の開催実績がある者、③食品の製造、マーケティング等に関する知識及び人的ネットワークを有する者のいずれかを満たす者

補助率等 定額

ポイント 事業実施主体が行う商談会等の取組に参加する際の選定において、優先採択が受けられます。

お問合せ先 農林水産省農産局農産政策部企画課(03-6744-7145)

環境に配慮した低コスト稲作や麦・大豆の供給力強化への支援について知りたい



米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業のうち

ポイント加算対象 ※詳細は45P

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業

担い手の大幅な減少が見込まれる中で、農業者の所得確保及び稲作農業の体質強化を図るため、生産コストの低減に向けた経営分析、技術実証等を支援します。

実施主体 農業者を含むコンソーシアム 等

主な事業要件 成果目標の基準を満たしていること 等

補助率等 定額

ポイント 米の生産コスト低減に向けた取組等を支援します。

お問合せ先 最寄りの都道府県又は各地方農政局生産振興課等

国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち

ポイント加算対象 ※詳細は46P

新たな生産・流通モデルづくり事業

麦の品質向上や極多収大豆の種子生産に加え、新品種の導入、フレコンの本格導入、実需者の加工試験など、新たな生産・流通モデルづくりを構築するための取組を支援します。

実施主体 民間団体等

主な事業要件 生産機能、流通機能、需要創出機能のうち2つ以上の機能を具備していること 等

補助率等 定額、1/2以内

ポイント 国産麦・大豆の安定供給体制に向けたモデルづくりを一体的に支援します。

お問合せ先 農林水産省農産局穀物課(03-6744-2108)

環境に配慮した肉用牛生産や集落営農への 支援について知りたい



畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち

ポイント加算対象 ※詳細は46P

● 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進

肉用牛生産における肥育期間の短縮、出荷時期の早期化に向けた実証や、早期出荷牛肉の認知度向上、理解醸成を図るための品質評価等の取組を支援します。

実施主体 繁殖農家・肥育農家・食肉流通業者からなるコンソーシアム、民間団体等

主な事業要件 肉用牛生産における生産コストの削減や環境負荷の低減に資する、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化を推進するため、以下に取り組むこと。

- 意欲ある生産者団体による先行地調査、実証等の取組
- 早期出荷牛肉の認知度向上、理解醸成を図るための品質評価等の取組

ポイント

- 肉用牛の肥育期間の短縮はGHGの削減に資するため、みどり認定が受けられます。
- みどり認定者又は基盤認定事業者の取組にはポイント加算があります。

補助率等 定額(※実証については、頭数に応じて奨励金を交付)

お問合せ先 最寄りの各地方農政局生産部畜産課等

ポイント加算対象 ※詳細は46P

● 集落営農連携促進等事業

集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等を支援します。

実施主体 集落営農、都道府県、市町村 等

ポイント

- 集落営農が主たる構成員となった連携組織等でも申請できます。
- 集落営農が実施する取組を都道府県や市町村がサポートする取組に対する支援もあります。

主な事業要件 地域計画の目標地図に位置付けられた集落営農であること 等

補助率等 定額(共同利用機械の導入にあっては1/2以内)

お問合せ先

- 最寄りの市町村、都道府県
- 農林水産省経営局経営政策課組織経営グループ(03-6744-0576)

有機農業等に必要な設備投資や

オーガニックビレッジの創出への支援について知りたい



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

みどり認定が要件

● みどりの事業活動を支える体制整備(みどりハード)

特定環境負荷低減事業活動実施計画(特定計画)の認定を受けた農林漁業者や関連措置実施者、地域の中で大規模に有機農業に取り組むみどり認定者について、除草機の導入や堆肥舎の整備などの取組を支援します。

実施主体

- 特定計画の認定を受けた農林漁業者
- 特定計画で関連措置実施者(農林漁業者へ資材の提供等を行う者)に位置付けられた事業者
- 大規模に有機農業に取り組むみどり認定者

主な事業要件

認定を受けた計画の中に記載のある環境負荷低減の取組に必要な機械や施設であること

ポイント

生産段階の環境負荷低減の取組に必要な機械・施設が対象です。
(関連措置実施者の場合は、加工・流通施設も対象です。)

補助率等

1/2以内 (国費上限額:機械:200万円、施設:1,000万円)
※共同申請を行う人数により国費上限額は、変更あり。
※総事業費が100万円以上であること。

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

ポイント加算対象 ※詳細は43P

● 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

地域ぐるみで、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組や、産地と消費地の連携等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域(オーガニックビレッジ)を創出します。

実施主体

市町村、協議会(市町村を含む)

主な事業要件

みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定に向けた取組を行うこと 等

ポイント

栽培技術の実証や研修会の開催、学校給食への試験導入、加工品の試作など、有機農業の推進に向けた様々な取組が支援対象となります！

補助率等

- ①有機農業実施計画の策定 (有機農業実施計画の策定に向けた検討会の開催や試行的な取組の実施を支援)
 - ②有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践
(有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践や課題解決に向けた調査等を支援)
 - ③飛躍的な拡大産地の創出
(②の取組を開始した翌年度以降に、有機農業の取組面積の大幅な拡大に向けて取り組む地域を支援)
- 交付上限: ①1,000万円、②800万円、③1,000万円
※①②は消費地と連携して消費拡大に取組む場合に上限を200万円加算
補助率: 定額(機械等の導入は1/2以内)

お問合せ先

最寄りの市町村又は各地方農政局生産部環境・技術課等

有機農業のスマート農機の導入や環境と生産性を両立した 生産体系の実証への支援について知りたい



みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち

ポイント加算対象 ※詳細は43P

先進的有機農業拡大促進事業

有機農業の拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した取組を支援(①)するほか、地域一体の取組をサポートするための販売促進活動等の取組を支援(②)します。

実施主体

- ①農業者
- ②都道府県、市町村等

主な事業要件

- スマート農業技術に関する農業機械や設備を導入すること
- 地域計画に位置付けられている又は位置付けられることが確実であること
- みどり認定を受けている又は、受けることが確実と見込まれること
- 化学肥料及び農薬の施用及び使用量を低減した栽培方法の2年以上の取組実績があること

ポイント

- スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大に取り組みましょう！
- 事業実施の翌々年度を目標に、有機農業に取り組む面積を拡大しましょう！

補助率等

- ①定額又は1/2以内
- ②定額

お問合せ先

最寄りの市町村又は都道府県庁、各地方農政局生産部環境・技術課等

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

ポイント加算対象 ※詳細は43P

グリーンな生産体系加速化事業

「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れるなど、グリーンな生産体系への転換を加速化するため、農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

実施主体

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合
※農業者に加えて、都道府県(普及組織)又は農業協同組合(営農指導事業担当)が事業に参加すること

主な採択要件

農産はコチラ 畜産はコチラ



1. グリーンな栽培体系加速化事業
 - 環境にやさしい栽培技術※1や気候変動適応技術※2とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系を検証すること
 - ※1 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術又は複数の産地が連携して実施する環境にやさしい栽培技術
 - ※2 高温等の影響を回避・軽減する栽培管理等の技術
2. グリーンな飼養体系加速化事業
 - 環境にやさしい飼養技術※3を取り入れたグリーンな飼養体系を検証すること
 - ※3 アミノ酸バランス改善飼料、ゲップ抑制に資する飼料添加物、バイパスアミノ酸によるGHG削減技術

ポイント

効果やコストが気になって導入をためらっている技術があれば、ぜひ本事業を活用ください！
本格的な導入の前に技術検証に取り組むことで、不安を払拭して導入を進めることができます。
検証の結果、産地への導入が難しいとなった場合でも、要因分析をすれば技術検証等の費用は助成対象となります。

補助率等

- ① グリーンな生産体系の検証
- ② ①に必要なスマート農業機械等の導入(1の事業のみ)
- ③ グリーンな生産体系の実践に向けたマニュアルの作成

交付単価 ①、②:定額(交付上限:1地区当たり300万円又は360万円※、③:1/2以内(交付上限:1地区当たり1,000万円)

※有機農業又は複数の環境負荷低減の検証に取り組む場合は360万円(1の事業)

※スマート農業技術活用促進法に規定する生産方式革新実施計画の達成に資する検証に併せて取り組む場合は交付上限を100万円引上げ(1の事業)

お問合せ先

1. 最寄りの都道府県庁(普及センター等)又は各地方農政局生産部環境・技術課等
2. 最寄りの都道府県庁(畜産課等)又は各地方農政局生産部畜産課等

省エネと生産性を両立した施設園芸の実証や廃プラスチック対策のモデル産地づくりへの支援について知りたい



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

ポイント加算対象 ※詳細は43P

省エネルギー型ハウス転換事業

施設園芸において、化石燃料の使用量低減と生産性を両立する持続可能な栽培体系(省エネルギー型ハウス)への転換に向けた実証や産地内への普及の取組を支援します。

実施主体

協議会(※)、都道府県、市町村、農業協同組合
(※)農業者と普及組織(都道府県、市町村、農業協同組合のいずれか)が参画すること

主な事業要件

加温に係る温室効果ガスの排出量について、実証する技術(の組合せ)により、慣行と比較して15%以上の低減が見込まれること

ポイント

- 機械だけでなく、資材を用いた技術も実証できます！
 - 化石燃料の使用量低減技術と併せて行う生産性の維持・向上技術の実証も可能です！
- 保温性資材(ビニールカーテン等)や省エネ機器(ヒートポンプ等)等を用いた化石燃料の使用量低減技術を試してみたいけど、単収低下や費用対効果等が心配という産地は、気になる加温技術や生産性向上技術を試してみることが可能です。

補助率等

①温泉熱等の地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成
②省エネルギー型ハウスへの転換のに向けた取組(検討会、実証、情報発信)
交付率:定額(機械・設備の導入やハウスの改良に係る費用は、1/2以内)
交付上限額:①1,500万円、②2,500万円(ただしメニューごとに上限あり)

お問合せ先

最寄りの都道府県庁又は各地方農政局生産部園芸特産課

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

ポイント加算対象 ※詳細は43P

農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業

農業由来の廃プラスチック対策のモデルとなる地域を形成するため、資源循環に係る技術の実証や排出抑制に資する資材への転換等の取組を支援します。

実施主体

都道府県、市町村、農業由来の廃プラスチック処理に関わる協議会、農業協同組合、資材製造・販売事業者等

主な事業要件

定量的な目標設定等を行う事業実施計画を策定すること

補助率等

推進会議の開催と併せ、以下の取組を行うことができます。
(①又は②のいずれかの取組は必須)

① 新たなリサイクル技術の実証	(定額:上限800万円)
② 回収システムの実証	(定額:上限150万円)
③ 排出抑制に資する資材への転換	(定額:上限300万円)
④ 排出抑制のための普及啓発	

ポイント

電子マニフェストの導入、広域運搬処理等の回収システムの実証や、紙マルチ又は生分解性マルチへの転換等を支援します。

お問合せ先

最寄りの都道府県庁又は各地方農政局生産部園芸特産課

環境に配慮した農作物の輸出産地づくりや GAPの取組拡大への支援について知りたい



グローバル産地づくり推進事業のうち

優先採択対象 ※詳細は44P

● 大規模輸出産地モデル形成等支援事業(当初予算)※

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援します。

実施主体

- 都道府県
- 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

主な事業要件

- 地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化すること
- 海外の規制・ニーズに対応した持続的な生産・流通体系への転換の取組を推進する事業実施計画となっていること

補助率等

- 地域の関係者による輸出推進体制の組織化:定額
- 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築:定額

ポイント ①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化②生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築の両方の取組を行うことが必要です。

お問合せ先

農林水産省輸出・国際局輸出支援課(03-6744-7172)

※補正予算の名称は「GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト」になり、当初予算と支援内容等が一部異なりますので、詳細はお問い合わせください。

持続的生産強化対策事業のうち

優先採択対象 ※詳細は44P

● GAP拡大推進加速化事業

持続可能な農業構造の実現の観点から、都道府県でのGAP指導員による指導活動や、農業教育機関や農業者団体がGAP認証を取得する際に必要な経費など、国際水準GAPの推進に向けた取組を支援します。

実施主体

都道府県

補助率等

定額

ポイント

- 都道府県への配分額の決定の際、みどり認定者数が考慮されます！
- 農業者団体によるGAP認証の新規取得を支援します！
- GAP認証等を取得している場合は、みどりチェックのチェックシートの提出を省略することができます！

お問合せ先

- 農林水産省農産局農業環境対策課GAP推進グループ(03-6744-7188)
- 各地方農政局生産部環境・技術課

環境に配慮した麦・大豆の生産性向上や 中山間地域の農業振興への支援について知りたい



戦略作物生産拡大支援のうち

ポイント加算対象 ※詳細は46P

● 作付体系転換支援事業

麦、大豆等の戦略作物の収量・品質・価格の安定化に向けた取組や大豆極多収品種の奨励品種決定調査に対して支援をします。

実施主体 都道府県、都道府県協議会等

主な事業要件 事業内容が生産コスト低減等の成果目標の達成に結びつく取組であること 等

補助率等 定額

ポイント 麦・大豆などにおける新品種や新しい栽培技術の導入実証等を支援します。

お問合せ先 農林水産省農産局穀物課(03-6744-2108)

農山漁村振興交付金のうち

ポイント加算対象 ※詳細は47P

● 中山間地農業推進対策

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成のほか、棚田地域振興に関する取組を支援します。

実施主体 都道府県、市町村、地域協議会 等

主な事業要件 中山間地域等における取組、地域別農業振興計画が策定されていること、事業実施主体要件を満たすこと 等

補助率等 定額、1/2 等

ポイント みどり法に基づく計画に位置付けられた取組に対する優遇措置(審査時におけるポイント加算)を設定しています。

お問合せ先 最寄りの都道府県庁又は各地方農政局農村計画課等

環境に配慮した都市農業の振興や山村の活性化

への支援について知りたい



農山漁村振興交付金のうち

ポイント加算対象 ※詳細は47P

都市農業機能発揮対策

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援します。その際、都市農地の貸借に係る取組を優先します。また、モデル的な取組、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

実施主体 市区町村、地域協議会、民間団体等

主な事業要件 事業実施主体要件、地域要件を満たすこと 等

補助率等 定額

ポイント みどり法に基づく計画に位置付けられた取組に対する優遇措置(審査時におけるポイント加算)を設定しています。

お問合せ先 農林水産省農村振興局農村計画課(03-3502-5948)

農山漁村振興交付金のうち

ポイント加算対象 ※詳細は47P

山村活性化対策(山村活性化対策事業)

山村の所得・雇用の増大を図り、山村の活性化を図るため、山村振興法に基づき指定された振興山村において、山村の特色ある地域資源を活用するソフト面の取組を支援します。

実施主体 振興山村を有する市町村、地域協議会

主な事業要件 ■ 市町村が山村振興計画を策定していること
■ 実施主体が地域協議会の場合は構成員に市町村を含むこと

補助率等 定額 上限1,000万円/年(最大3年間)

ポイント 事業実施地区がみどり法に基づく基本計画に規定する特定区域となっている場合等に、優遇措置(審査時におけるポイント加算)を設定しています。

お問合せ先 ■ 農林水産省農村振興局地域振興課(03-6744-2498)
■ 各地方農政局農村計画課等

J-クレジット制度について知りたい・活用してみたい



● 農業分野におけるJ-クレジット制度の活用

J-クレジット制度は、CO₂等の排出削減量・吸収量を国が認証し、取引を可能とする制度です。農業者は、クレジットの販売収入が期待できます。

対象となる取組例

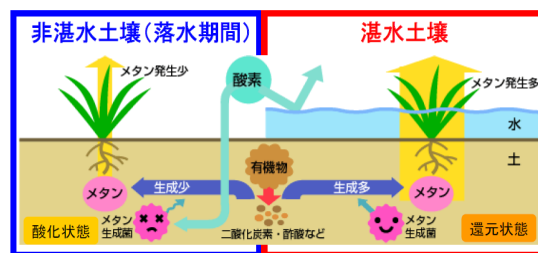
- 水稲の中干し期間の延長
- バイオ炭の農地施用
- アミノ酸バランス改善飼料の給餌
- 家畜排せつ物管理方法の変更
- 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌
- 省エネ設備(ヒートポンプ、空調設備等)の導入 など

(イメージ)



水稲の中干し期間延長によるメタンの削減

- ・ 水田から発生するメタンは、嫌気性菌であるメタン生成菌の働きにより生成されます。
- ・ 中干し期間を、直近2か年の実施日数より7日間以上延長(排水期間を長くする)することで、メタン生成菌の働きを抑え、メタン発生量を3割削減できます。



(図の出典: 農研機構)

ポイント

- まずは、どのような取組がJ-クレジット制度の対象になっているか、確認してみましょう！
- 何に取り組むか決まったら、次のステップへ！

制度活用の流れ



クレジットが
売買可能に！

詳しくはコチラ



- 個別の削減活動を、**取りまとめて一括で申請できる「プログラム型」**の活用が効果的です。自治体やJA、地域の協議会等で参加をご検討ください。
- 既存の取りまとめ事業者のプロジェクトに参加することも可能です。

支援策

- 中干し期間の延長、バイオ炭の農地施用、アミノ酸バランス改善飼料の給餌や肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌による生育への影響確認には、**みどりの食料システム戦略推進交付金(グリーンな生産体系加速化事業)**が活用可能です。
- プロジェクト計画書の作成支援や審査費用に関する支援の仕組みがあります。

お問合せ先

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ(03-6744-2473)

環境負荷を低減して生産された農林水産物の加工・流通に必要な設備投資への支援について知りたい



● 食品等持続的供給促進資金

有機農産物などの環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物等の流通の合理化のために必要となる食品等の製造施設、流通施設等を整備を低利資金で支援します。

対象者

基盤認定を受けた食品等事業者(食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等)※中小企業者に限る

使途・支援内容

- 食品等の製造施設、流通施設等の取得等に必要な資金
(集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設等の改良・造成・取得など)
- 借入限度額:負担額の80%以内
- 償還期限:25年以内

ポイント

農林漁業者と連携して行う取組が支援の対象となります。

資金をご利用いただくためには、5年以内に地域の農林水産物の取扱量や取扱額を一定程度増加するなどの要件があります。まずは最寄りの公庫支店にご相談ください！

留意点

公庫による審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

基盤認定が要件

● みどりの事業活動を支える体制整備(みどりハード)

基盤認定を受けた事業者による、環境負荷低減の取組で生産された農林水産物を取り扱う加工・流通施設の設備投資、調達先の調査や効果検証などの取組を支援します。

実施主体

「新商品の生産・販売」、「流通の合理化」の取組類型で基盤認定を受けた又は受ける見込みの民間事業者等(JA、流通・食品加工業者、地方公共団体など)

主な事業要件

- 県域等を越えて効果が波及する等の広域性を持った事業計画であること
- 技術の普及状況に鑑み、先進性を持った事業計画であること
- 認定を受けた基盤確立事業の実施に必要な取組であること

補助率等

推進事業(調達先調査、効果検証等):定額 (国費上限額:650万円)
整備事業(設備投資) :1/2以内 (国費上限額:2億円)
※整備事業は、総事業費が原則、1億円以上であること

ポイント

- **まだ「基盤認定」を受けていなくても応募できます！**
(予算審査の過程で基盤確立事業実施計画の審査を同時に行います。)
- **推進事業・整備事業はそれぞれ1回のみ活用が可能です。**

お問合せ先

各地方農政局生産部環境・技術課等

環境に配慮した食品の物流の効率化・標準化に資する 設備投資への支援について知りたい



食品等物流合理化緊急対策事業のうち

ポイント加算対象 ※詳細は44P

● 物流生産性向上推進事業

物流の標準化に取り組む事業者が行う、標準パレットの導入、モーダルシフト等の実装の取組や設備・機器等の導入を支援します。

実施主体

民間団体等、食品流通業者等で構成される協議会等

主な事業要件

- 食料システム法計画認定制度のうち流通合理化事業活動計画の認定を受けている又は認定を受ける見込みがあること
- 流通標準化ガイドライン等 に基づく取組であること
- 成果目標として、所要時間や、経費等を30%以上削減、もしくは取扱量等を5%以上の増加させる計画であること

※青果物流通標準化ガイドライン、花き流通標準化ガイドライン、水産物流通標準化ガイドライン、加工食品分野における物流標準化アクションプラン又はそれらに準ずる業界が定めるガイドライン等

補助率等

- 物流生産性向上実装事業：定額
- 設備・機器等導入事業：1/2以内

ポイント

- 標準仕様パレットに対応するための選果ライン改修、資材開発を支援できます！
- みどり認定を受けている場合にポイント加算があります。

お問合せ先

農林水産省新事業・食品産業部食品流通課(03-6422-2389)

ポイント加算対象 ※詳細は44P

● 持続可能な食品等流通対策事業

多様な関係者が一体となって取組む物流の標準化、デジタル化、データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や自動化、品質管理に必要な設備・機器等の導入を支援します。

実施主体

民間団体等、食品流通業者等で構成される協議会等

主な事業要件

- 食料システム法計画認定制度のうち流通合理化事業活動計画の認定を受けている又は認定を受ける見込みがあること
- 成果目標として、所要時間や、経費等を30%以上削減、もしくは取扱量等を5%以上の増加させる計画であること

補助率等

- 物流生産性向上実装事業：定額
- 設備・機器等導入事業：1/2以内

ポイント

- 物流課題の解決に向けた効率化、標準化の取組を支援します！
- みどり認定を受けている場合にポイント加算があります。

お問合せ先

農林水産省新事業・食品産業部食品流通課(03-6422-2389)

環境に配慮した卸売市場の

設備投資への支援について知りたい



ポイント加算対象 ※詳細は44P

● 強い農業づくり総合支援交付金(うち卸売市場等支援タイプ)

卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、卸売市場施設等の整備を支援します。

実施主体 卸売市場開設者等

主な事業要件

- 成果目標の基準を満たしていること
- 卸売市場法に定める中央卸売市場又は地方卸売市場の認定を受けた卸売市場の施設整備であること(共同物流拠点を除く)
- 農林水産大臣に認定された流通合理化事業活動計画又は食品等流通合理化計画に従って実施する施設整備であること

補助率等 4/10 以内、1/3以内(補助上限: 20億円)

ポイント 基盤認定を受けた事業者や特定区域における認定事業活動を通じて生産された農産物を取り扱う事業者への採択審査時の加点措置を設けています！

お問合せ先 最寄りの都道府県庁又は各地方農政局経営支援事業部食品企業課等

ポイント加算対象 ※詳細は44P

● 卸売市場緊急整備事業

農産品等のサプライチェーン全体の物流効率化に向けた卸売市場施設の再編集約・合理化や農林水産物・食品の輸出を促進するための卸売市場の高度化に資する施設整備を支援します。

実施主体 卸売市場開設者等

主な事業要件

- 成果目標の基準を満たしていること
- 卸売市場法に定める中央卸売市場又は地方卸売市場の認定を受けた卸売市場の施設整備であること
- 農林水産大臣に認定された流通合理化事業活動計画又は食品等流通合理化計画に従って実施する施設整備であること

ポイント 基盤認定を受けた事業者や特定区域における認定事業活動を通じて生産された農産物を取り扱う事業者への採択審査時の加点措置を設けています！

補助率等

- 再編集約: 4/10 以内(補助上限: 25億円)
- 合理化又は高度化: 4/10 以内、1/3以内(補助上限: 25億円)

お問合せ先 最寄りの都道府県庁又は各地方農政局経営支援事業部食品企業課等

環境に配慮した米粉の製造ラインの増設や輸出先国の 規制・条件に対応した設備投資への支援について知りたい



米粉需要創出・利用促進対策事業のうち

● 米粉製造能力強化等支援対策事業

ポイント加算対象 ※詳細は46P

国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米粉の需要創出・利用促進を図るため、製粉企業の規模拡大の取組を支援します。

実施主体 民間団体等

主な事業要件 米粉・米粉製品を製造する製粉企業や食品製造事業者であること 等

補助率等 1/2以内

ポイント 製粉企業・食品製造事業者の施設整備、製造ラインの増設等、米粉の需要創出・拡大に必要な取組を支援します。

お問合せ先 農林水産省農産局穀物課(03-6744-2517)

ポイント加算対象 ※詳細は44P

● 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

輸出先国の規制・条件に対応した施設・機器の整備とHACCP等の施設認定・認証取得に向けたコンサルティング費用等の経費を一体的に支援します。

実施主体 食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者

主な事業要件

- 輸出向けHACCP等の認定・認証の取得等の規制対応を行うこと
- 輸出額を2,000万円以上増加させること
- 投資効率が2.0以上であること

等

補助率等 1/2以内(【当初】上限:1億円、下限:なし)
(【補正】上限:6億円、下限:250万円)
(施設の新設・増築(掛かり増し部分)、改修、HACCPの教育など)

ポイント 施設等の整備と一体的に行い、その効果を一層高めるために必要なコンサルティング等の実施も対象になります。

お問合せ先 農林水産省輸出・国際局輸出支援課(03-6744-2375)
各地方農政局経営・事業支援部輸出促進課

環境に配慮した地域資源を活用した新商品開発

などに係る設備投資への支援について知りたい



農山漁村振興交付金のうち

ポイント加算対象 ※詳細は47P

● 地域資源活用価値創出対策

農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援します。

実施主体 民間事業者等(農林漁業者、その団体と連携して取り組む中小企業者など)

主な事業要件 ①…(1)～(3)のいずれかに基づく整備事業計画が必要
(1)六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
(2)農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
(3)都道府県又は市町村が策定する戦略

②…事業実施主体要件、地域要件を満たすこと
(事業実施主体に農林漁業者を必ず含む、農山漁村で行う取組であることなど) 等

補助率等 ①地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)(3/10以内等、原則1億円以内)
(農林水産物処理加工施設、販売施設等の整備)

②地域資源活用・地域連携推進支援事業(1/2以内等、500万円以内)
(農林水産物を活用した新商品開発・販路開拓の取組など)

ポイント ①は制度資金の融資等(スーパーL資金など)を活用して資金調達を行う必要があります。
②は取組に必要な設備・機器の導入も支援可能です。

お問合せ先 最寄りの都道府県庁又は各地方農政局都市農村交流課等

環境に配慮した食品の加工・流通の

取組への支援について知りたい



ポイント加算対象 ※詳細は44P

● 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業

「地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム」を通じて、地域のコンソーシアム等の立ち上げ・自走の伴走支援等を行いつつ、新たなビジネスの創出や地域の食材の安定利用の拡大等の地域内連携、広域的な産地連携の取組等を支援し、食料システム法に基づく食品事業者の事業活動を促進します。

実施主体 【R8当初】地方公共団体等
【R7補正】民間団体等

主な事業要件 【R8当初】食料システム法における連携支援計画に基づく事業活動を行う地方公共団体等
【R7補正】食料システム法における連携支援計画に基づく事業活動を行う民間団体等

ポイント みどり認定者や基盤認定事業者と連携した対象事業での取組について、優先採択のためのポイント加算が受けられます。

補助率等 定額、1/2

お問合せ先 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ(03-6744-2063)
食品製造課 (03-6738-6166)

ポイント加算対象 ※詳細は44P

● フードテックビジネス実証・実装事業

国内の食品事業者等による社会課題の解決につながるフードテック等を活用した新たな商品・サービスを生み出すビジネスモデルを実証・実装する取組を支援します。

実施主体 民間事業者等(食品事業者、流通事業者、製造事業者、情報関連事業者、事業者等によるコンソーシアム等)

主な事業要件 ビジネスモデル実証・実装事業実施主体の事業担当者が、フードテック官民協議会の会員であること

補助率等 1/2以内

ポイント みどり戦略のKPIの達成に資する取組等に対し、採択審査時の加点措置を設けています。

お問合せ先 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・国際グループ
(03-6744-7181)

有機米等を用いた酒類の加工・流通の

取組への支援について知りたい



● 酒類業振興支援事業費補助金

ポイント加算対象 ※詳細は47P

酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援します。

実施主体

酒類事業者又は酒類事業者を少なくとも1人以上含むグループ



支援内容

■ 酒類業振興支援事業費補助金(海外展開支援枠)

- (1) 酒類事業者による海外販路拡大、商品等の高付加価値化、インバウンドによる海外需要の開拓等の取組
- (2) 酒類事業者による酒米産地との連携を活かした新たな取組(海外展開又はインバウンド向け)
- (3) リソース不足に対応するため上記の各取組について、複数の酒類事業者が集まって推進する取組

補助率:補助対象経費の1/2

補助金額:1件当たり 1,000万円上限、50万円下限

ただし、複数の酒類事業者が集まって取組を推進する場合の上限額は、1,200万円(3者)、1,300万円(4者)、1,400万円(5者)、1,500万円(6者以上)

■ 酒類業振興支援事業費補助金(新市場開拓支援枠)

- (1) 商品の差別化による新たなニーズの獲得
- (2) 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得
- (3) ICT技術を活用した、製造・流通の高度化・効率化
- (4) 酒類事業者による酒米産地との連携を活かした新たな取組

補助率:補助対象経費の1/2又は2/3(従業員数が20人以下(卸・小売業は5人以下)の小規模酒類事業者)

補助金額:1件当たり 500万円上限、50万円下限

※ 給与支給の増加計画を達成できない等の場合において、補助金額の一部を返還

ポイント

有機米を活用した日本酒等の国内外の普及拡大に当たり、必要となる機械の導入や販促費などさまざまな取組に活用できます。

お問合せ先

国内における主たる事業実施場所を所轄する国税局又は沖縄国税事務所



● 以下事業もご活用いただけます！

- 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援(20P)
- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(21P)
- 国産青果物安定供給体制構築事業(22P)
- 米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援(新市場開拓用米等の販売拡大の取組)(23P)
- 国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち新たな生産・流通モデルづくり支援(24P)

農産物の環境負荷低減の取組を発信したい



生産者・小売事業者の皆さん、温室効果ガス削減貢献や生物多様性保全の取組を、星の数で分かりやすく消費者に伝える、**環境負荷低減の取組の「見える化」**にぜひ取り組んでみませんか。

● 環境負荷低減の取組の「見える化」とは

- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用量、バイオ炭や堆肥の施用量、水管理(水田)などの、生産者の栽培情報を用いて、温室効果ガス削減や生物多様性保全の努力を評価し、貢献度に応じて星の数で分かりやすく表示。



見る × 選べる
みえるらべる

温室効果ガス削減の取組

- ・化学農薬、化学肥料の低減
- ・化石燃料の削減
- ・バイオ炭や堆肥の施用 等



削減貢献率 5 %以上: ★
// 10%以上: ★★
// 20%以上: ★★★

- 地域の慣行的な栽培と比較した温室効果ガス排出量の削減貢献率を算定し、等級を確定

生物多様性保全の取組

- ・化学農薬、化学肥料の低減
- ・冬期湛水
- ・魚の保護 等



取組の得点1点 : ★
// 2点 : ★★
// 3点以上: ★★★

- 温室効果ガス削減に加え、生物多様性の保全の取組の得点に応じて評価し、等級を確定

※生物多様性保全の評価は、米に限る

● 「見える化」に取り組むには

算定シート入手

栽培データ等
の入力

農林水産省
への報告

ラベル表示

まずはホームページ
からご登録下さい。



お持ちの生産記録で
簡単に算定できます。

算定結果をご報告下さい。
登録番号を付与します。

商品やチラシなどにぜひ
ラベル表示して下さい。

● 対象品目

栽培方法	対象品目
露地栽培のみ	米、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、日本なし、もも、ばれいしょ、かんしょ、茶
施設栽培のみ	ミニトマト、イチゴ
両栽培方法とも対象	トマト、キュウリ、なす、ピーマン、温州みかん、ぶどう

～令和6年3月の本格運用開始以降、全国の多様な店舗等で表示～



お問合せ先

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ(03-6744-2016)
又は、最寄りの地方農政局や県拠点までお問合せください。

見える化について
詳しくはコチラ



農産物の学校給食への活用や食育、 食品ロス削減などの対策を進めたい



ポイント加算対象 ※詳細は44P

● 食品ロス削減・プラスチック資源循環対策

循環型社会の実現を目指し、食品企業における未利用食品の供給体制の構築やDX等の新たな技術の活用、商慣習の見直し、取組開示の推進等を通じた食品ロスの削減、農林水産業・食品産業でのプラスチック資源循環の取組を支援します。

実施主体 民間団体等

主な事業要件 食品ロス削減等に資する成果目標を設定し、それに沿った実証・調査や検討会等を実施するとともに、横展開や波及効果についても分析すること

補助率等 定額

ポイント 基盤認定を受けている又は申請中である場合にポイント加算があります。

お問合せ先 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課(03-6744-2066)

消費・安全対策交付金のうち

● 地域での食育の推進(食品安全等に関する消費者の理解醸成等)

環境に配慮した農林水産物・食品への理解に関する意識調査、生産者・企業等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナーなど、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進します。

実施主体 都道府県、市町村、民間団体等

補助率等 1/2以内

ポイント 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組について事業採択時のポイント加算が受けられます。

お問合せ先 農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6738-6558)

農産物の学校給食への活用や食育などの対策を進めたい



● 学校給食への地場産物・有機農産物等使用促進による食の指導充実に関するモデル創出事業

学校給食における地場産物・有機農産物等の使用促進を図るとともに、児童生徒が食に関する理解を深めるため、食材として活用のみならず食育まで一体となった先進事例を創出するための事業を行います。

実施主体 地方公共団体(市町村等教育委員会・農政部局)

主な事業要件 学校給食における地場産物・有機農産物等の使用促進を図るとともに、食材の活用のみならず食育まで一体となった先進事例を創出すること

支援内容

- コーディネーター等の配置に必要な経費
(学校側や生産・流通側の調整役として仕組みづくりを行うコーディネーターや、食の指導に係る助言者の配置に必要な経費)
- 協議会の開催や事例普及等に必要な経費
(関係者による協議会や、事例発表会などの開催に必要な経費)
- 地場産物・有機農産物等の活用機会増加に必要な経費
(地場産物・有機農産物等を活用した新しいメニュー開発等に必要な経費)
- 事業実施に必要な設備備品等に係る経費
(食材の一次加工等の雑役務費、効率的に地場産物・有機農産物等を活用するための器具の購入等)

ポイント

- 地場産物・有機農産物等を通じた児童生徒の食育推進に力を入れている市町村等へ委託いたします。学校給食における地場産物・有機農産物等の使用促進やそれらを活用した食育推進のために必要な様々な経費に活用することが可能です。
- 直接市町村等に委託する事業です。申請を御検討の際は、文部科学省までご相談ください。

お問合せ先 文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課学校給食・食育係
(03-5253-4111)

● 以下事業もご活用いただけます！

- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(21P)
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機農業拠点創出・拡大加速化事業(26P)
- 農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策(37P)
- 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業(38P)

みどりの食料システム法の認定等に対する 主な国庫補助事業等における優遇措置の実施状況

※ 記載の内容は令和7年度補正予算又は令和8年度当初予算における措置状況となります。
事業の活用時期によっては、既に公募等が終了している場合がございます。また、令和8年度
当初予算の優遇措置については、今後の予算編成過程で内容が変更される場合もございます
ので、詳細は各事業の要綱・要領等をご確認ください。

みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減の取組を支援するため、以下の項目について、
主な国庫補助事業等において採択審査時の加点などの優遇措置を実施しています。

- 環境負荷低減事業活動実施計画(又は特定環境負荷低減事業活動実施計画)の認定(みどり認定)
- 基盤確立事業実施計画の認定(基盤認定)
- 都道府県・市町村が作成する基本計画に設定された特定区域(モデル地区)での取組

各事業の優遇措置の詳細については要綱・要領等をご確認ください。

事業名	みどり 認定	基盤 認定	特定 区域	概要
みどりの食料システム戦略推進交付金 【R7補正・R8当初】	●	●	●	【各メニュー共通】 事業実施地域が特定区域の全部又は一部を含む場合はポイント加算 等 【環境負荷低減活動定着サポート】 みどり認定者数の目標についてを基本計画に規定している場合はポイント加算 等 【有機農業拠点創出・拡大加速化事業】 以下に該当する場合、それぞれポイント加算 ■ 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者(見込みがある者も含む)が過半数の場合(全員の場合は更に加算) ■ 事業に参加する者のうち、基盤認定を受けている者(見込みがある者も含む)が1者以上の場合 ※このほか、有機栽培管理協定の締結に対してもポイント加算 【有機転換推進事業】 <u>みどり認定が事業要件</u> 【先進的有機農業拡大促進事業(R7補正のみ)、農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業】 以下に該当する場合、それぞれポイント加算 ■ 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者(見込みがある者も含む)が過半数の場合(全員の場合は更に加算) ■ 事業に参加する者のうち、基盤認定を受けている者(見込みがある者も含む)が1者以上の場合 【グリーンな生産体系加速化事業、省エネルギー型ハウス転換事業、地域循環型エネルギーシステム構築、バイオマスの地産地消】 以下に該当する場合、それぞれポイント加算 ■ 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者(見込みがある者も含む)が1者以上の場合(過半数の場合は更に加算) ■ 事業に参加する者のうち、基盤認定を受けている者(見込みがある者も含む)が1者以上の場合 【みどりの事業活動を支える体制整備】 事業メニューにより、<u>基盤認定又はみどり認定が事業要件</u>

事業名	みどり 認定	基盤 認定	特定 区域	概要
地域の持続的な食料システム確立推進支援事業 【R7補正・R8当初】	●	●	—	次のいずれかに該当する場合にポイント加算 ■ みどり認定を受けた農林漁業者と連携して取り組む場合 ■ 基盤認定を受けた者と連携して取り組む場合
食品ロス削減・プラスチック資源循環対策 【R7補正・R8当初】	—	●	—	【食品ロス削減総合対策事業、食品ロス削減等緊急対策事業】 基盤認定を受けている(申請中も含む)場合、ポイント加算
フードテックビジネス実証・実装事業 【R7補正・R8当初】	●	●	●	「みどりの食料システム戦略」のKPIの達成に資する取組など持続可能な食料システムの構築に資する取組にポイント加算
持続可能な食品等流通対策事業 【R8当初】	●	●	—	以下の事業者が、補助事業者である食品流通業者等で構成される協議会の構成員として取り組むこととなっている場合、ポイント加算 ■ みどり認定を受けている事業者 ■ 基盤認定を受けている事業者
食品等物流合理化緊急対策事業のうち物流生産性向上推進事業 【R7補正】	●	●	—	以下の事業者が、補助事業者である食品流通業者等で構成される協議会の構成員として取り組むこととなっている場合、ポイント加算 ■ みどり認定を受けている事業者 ■ 基盤認定を受けている事業者
強い農業づくり総合支援交付金(うち卸売市場等支援タイプ) 【R8当初】	●	●	●	次のいずれかに該当する場合、ポイント加算 ■ 事業実施主体が基盤認定を受けている場合 ■ 特定区域において、みどり認定を受けて生産された農林水産物を取り扱う取組を推進する場合
卸売市場緊急整備事業 【R7補正】	●	●	●	次のいずれかに該当する場合、ポイント加算 ■ 事業実施主体が基盤認定を受けている場合 ■ 特定区域において、みどり認定を受けて生産された農林水産物を取り扱う取組を推進する場合
グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業 【R7補正・R8当初】	●	●	—	間接補助事業者又は主たる参画事業者のいずれかの者が、みどり認定、基盤認定のいずれかの認定を受けている場合に、ポイントを加算
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 【R7補正・R8当初】	—	●	●	次のいずれかに該当する場合にポイントを加算 ■ 基盤認定を受けている ■ 特定区域において、みどり認定を受けて生産された農林水産物を原材料として用いている
持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援 【R8当初】	●	—	—	取組主体又は事業参加農家の全員がみどり認定を受けている場合、ポイント加算
持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策 【R8当初】	●	—	—	みどり認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受けることが明らかな場合、ポイント加算(ただし、追加公募には適用しない)
持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進 【R8当初】	●	●	—	事業実施主体又は事業実施主体の構成員がみどり認定を受けている又は基盤認定を受けている場合、ポイント加算
持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 【R8当初】	●	—	—	みどり認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受けることが明らかな場合、優先的に採択(ただし、追加公募には適用しない)
持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業 【R8当初】	●	—	—	都道府県への配分額の決定の際、みどり認定者数を考慮

※ 記載の内容は令和7年度補正予算又は令和8年度当初予算における措置状況となります。事業の活用時期によっては、既に公募等が終了している場合がございます。また、令和8年度当初予算の優遇措置については、今後の予算編成過程で内容が変更される場合もございますので、詳細は各事業の要綱・要領等をご確認ください。

事業名	みどり 認定	基盤 認定	特定 区域	概要
スマート農業・農業支援サービス事業導入 総合サポート緊急対策のうち スマート農業・農業支援サービス事業加速 化総合対策事業 【R7補正】 スマート農業・農業支援サービス事業導入 総合サポート事業のうち スマート農業・農業支援サービス事業加速 化総合対策事業 【R8当初】	●	●	—	【スマート農業技術と産地の橋渡し支援】 以下に該当する場合に、それぞれポイントを加算 ■ 本事業で利用する農業機械が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合 ■ 基盤認定を受けている場合 【農業支援サービスの育成加速化支援】 以下に該当する場合に、それぞれポイントを加算 ■ 実施実施主体が導入する農業機械が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合 ■ 基盤認定を受けている場合 ■ サービス提供先の農業者に、みどり認定を受けている農業者が含まれている場合
強い農業づくり総合支援交付金(うち産地 基幹施設等支援タイプ) 【R8当初】	●	●	●	■ みどり認定を受けている受益者が5割以上の 場合(8割以上の場合は更に加算) 又は事業実施主体が基盤認定を受けている 場合はポイント加算できるものとする ■ みどりの食料システム戦略の推進枠について、 みどりの食料システム法に基づく地方公共団 体の基本計画に定められた特定区域におい て、求められる活動に資する施設整備を行う 場合、ポイント加算できるものとする
国産青果物安定供給体制構築 【R7補正】	●	●	●	【国産野菜周年安定供給強化事業】 取組主体又は事業参加農家の全員がみどり認定 を受けている場合、ポイント加算 【青果物流通合理化支援】 以下のいずれかに該当する場合にポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部 を含む又は交付決定までに特定区域の設定 が見込まれる場合 ■ 事業実施主体の構成員がみどり認定若しくは 基盤認定を受けている又は交付決定までに認 定を受ける見込みがある場合
米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引 拡大支援 (新市場開拓用米等の販売拡大の取組) 【R8当初】	●	—	—	事業実施主体が開催する商談会等に参加する者 の選定時、みどり認定を受けている場合は、優先 的に採択
畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策 事業 【R7補正】	●	●	—	事業実施主体の構成員が、みどり認定、基盤認定 いずれかの認定を受けている又は受ける見込み の場合、ポイントを加算
米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業 のうち生産力強化に向けた稲作経営モデル 確立支援事業 【R8当初】	●	—	●	次のいずれかに該当する場合、ポイント加算 ■ みどり認定を受けている場合、もしくは交付 決定までに認定を受ける見込みがある場合、 ポイント加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部もしくは一部 を含む場合、もしくは交付決定までに特定区 域の設定が見込まれる場合
米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業 のうち持続的種子生産総合対策事業 【R8当初】	●	—	—	みどり認定を受けている場合、優先採択又はポイ ント加算

※ 記載の内容は令和7年度補正予算又は令和8年度当初予算における措置状況となります。
事業の活用時期によっては、既に公募等が終了している場合がございます。また、令和8年度
当初予算の優遇措置については、今後の予算編成過程で内容が変更される場合もございます
ので、詳細は各事業の要綱・要領等をご確認ください。

事業名	みどり 認定	基盤 認定	特定 区域	概要
国産小麦・大豆供給力強化総合対策 のうち新たな生産・流通モデルづくり事業 【R7補正】	—	●	—	事業実施主体の構成員が基盤認定を受けている 又は交付決定までに認定を受ける見込みがある 場合、選定の際にポイントを加算
国内肥料資源利用拡大対策事業 (国内肥料資源活用総合支援事業は、国内 肥料資源活用施設総合整備支援、国内肥 料資源活用総合推進支援に限る) 【R7補正】	●	●	●	【国内肥料資源活用総合支援事業】 以下に該当する場合にそれぞれポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は令和8年度中に特定区域の設定が見込まれる場合 ■ 事業実施主体及び構成員でみどり認定若しくは基盤認定を受けている者(令和8年度中の認定見込みも含む)が1名以上含まれる場合(過半数の場合は更に加算) ■ 事業実施主体が、基盤認定を受けている場合 【畜産環境対策総合支援事業】 以下に該当する場合にそれぞれポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む場合 ■ 取組主体が、みどり認定若しくは基盤認定を受けている場合 【家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業】 以下に該当する場合にそれぞれポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む場合 ■ 取組主体が、みどり認定若しくは基盤認定を受けている場合
戦略作物生産拡大支援のうち 作付体系転換支援事業 【R8当初】	●	—	—	みどり認定を受けている場合、ポイント加算
米粉需要創出・利用促進対策事業のうち 米粉製品製造能力強化等支援対策事業 【R7補正】	—	●	—	事業申請時点において、基盤認定を受けている場合、ポイント加算
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産クラスター事業) 【R7補正】	●	●	—	以下に該当する場合にそれぞれポイントを加算 【施設整備事業、機械導入事業】 ■ 畜産クラスター協議会の構成員がみどり認定を受けている場合 ■ 畜産クラスター計画において、基盤認定を受けている堆肥センター等が堆肥の高品質化やペレット化に取り組む場合 【施設整備事業】 ■ 施設整備を実施する取組主体が、みどり認定を受けている又は受ける見込みである場合
飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援 のうち有機飼料の生産支援 【R8当初】	●	—	—	みどり認定を受けていることが要件
畜産生産力・生産体制強化対策事業 のうち肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期 化推進 【R8当初】	●	●	—	事業実施主体候補者又は事業実施主体候補者を通じて受益する者がみどり認定若しくは基盤認定のいずれかを受けている場合、加算
集落営農連携促進等事業 【R8当初】	●	—	—	みどり認定者に対してポイントを加算

※ 記載の内容は令和7年度補正予算又は令和8年度当初予算における措置状況となります。事業の活用時期によっては、既に公募等が終了している場合がございます。また、令和8年度当初予算の優遇措置については、今後の予算編成過程で内容が変更される場合もございますので、詳細は各事業の要綱・要領等をご確認ください。

事業名	みどり 認定	基盤 認定	特定 区域	概要
新規就農者育成総合対策のうち 経営発展支援事業(通常枠・特別枠) 【R8当初】	●	—	—	みどり認定を受けることで、ポイントを加算
新規就農者チャレンジ事業 【R7補正・R8当初】	●	—	—	みどり認定を受けることで、ポイントを加算
農地利用効率化等支援事業 【R8当初】	●	—	—	みどり認定に基づく機械の導入についてみどり農業推進優先枠を設けて支援
担い手確保・経営強化支援事業 【R7補正】	●	—	—	みどり認定に基づく機械の導入についてみどり農業推進優先枠を設けて支援
地域農業構造転換支援事業 【R7補正・R8当初】	●	—	—	みどり認定を受けている場合にポイントを加算
農山漁村振興交付金 【R7補正・R8当初】	●	●	●	みどり法に基づく計画に位置付けられた取組等に対する優遇措置(審査時におけるポイント加算)を設定
「知」の集積と活用によるイノベーションの創出のうちオープンイノベーション研究・実用化推進事業) 【R8当初】	●	●	—	基盤認定又はみどり認定を受けた者が、研究グループに参画している場合に加算
戦略的国際共同研究推進事業 【R8当初】	●	●	—	みどり認定又は基盤認定を受けている者(申請中の者も含む)が、研究実施機関に含まれている場合はポイント加算
生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発のうち食料安全保障強化に向けた水稻の低コスト・多収栽培技術の開発委託事業 【R7補正】	●	●	—	みどり認定又は基盤認定を受けている者(申請中の者も含む)が、研究実施機関に含まれている場合はポイント加算
生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発のうち「食料安全保障強化に向けた水稻の低コスト・多収栽培技術の開発」以外の事業 【R7補正】	●	●	—	みどり認定又は基盤認定を受けている者(申請中の者も含む)が、研究実施機関に含まれている場合はポイント加算
農林水産物・食品の輸出促進のうち輸出拡大に向けたニーズや付加価値の高い農産物の栽培・加工技術等の開発委託事業 【R7補正】	●	●	—	みどり認定又は基盤認定を受けている者(申請中の者も含む)が、研究実施機関に含まれている場合はポイント加算
アグリテック系スタートアップ重点化支援対策のうちスタートアップ創出強化対策 【R7補正】	—	●	—	認定を受けた基盤確立事業実施計画に基づき策定された研究課題である場合に加算
林業・木材産業循環成長対策交付金の一部 ・先進的な林業機械等整備 ・木質バイオマス利用促進施設の整備 ・特用林産振興施設等の整備 ・コンテナ苗生産基盤施設等の整備 【R8当初】	●	●	—	■ みどり認定を受け又はその申請をしている場合にポイント加算 ■ 木質バイオマス利用促進施設の整備についてはみどり認定若しくは基盤認定を受け又はその申請をしている場合にポイント加算
漁業構造改革総合対策事業 【R7補正・R8当初】	●	—	—	申請時点においてみどり認定を受けている又は事業実施期間中にみどり認定を受ける見込みがある場合にポイント加算
酒類業振興支援事業費補助金 【R7補正・R8当初】【国税庁】	—	●	—	事業者等が基盤認定を受けている場合は加算

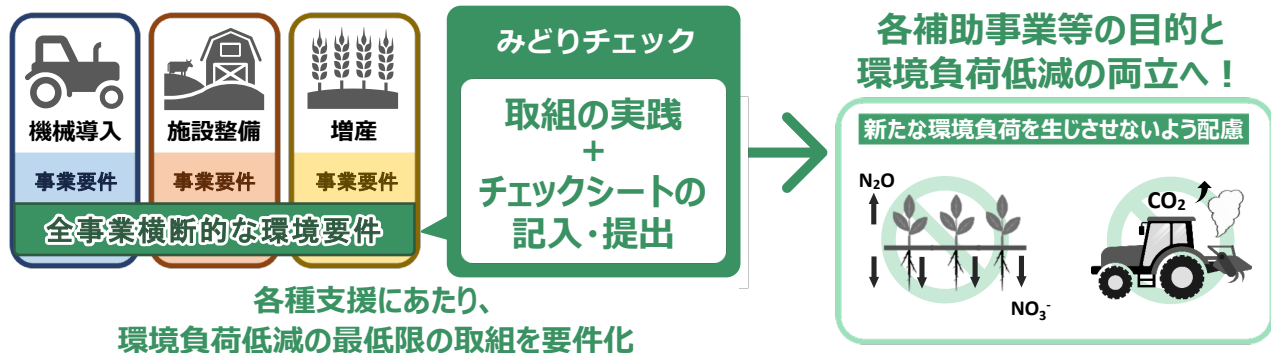
※ 記載の内容は令和7年度補正予算又は令和8年度当初予算における措置状況となります。事業の活用時期によっては、既に公募等が終了している場合がございます。また、令和8年度当初予算の優遇措置については、今後の予算編成過程で内容が変更される場合もございますので、詳細は各事業の要綱・要領等をご確認ください。

「みどりチェック」に取り組みましょう！

(農林水産省の全補助事業等に対する環境配慮のチェック・要件化について)

「みどりチェック」のねらい

「みどりチェック」は、**農林水産省の全ての補助事業等**において、チェックシート方式により、**最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化**するものです。これにより、事業を実施する際に新たな環境負荷が生じないようにし、**各補助事業等の目的と環境負荷低減を両立**することを目的としています。



各種支援にあたり、
環境負荷低減の最低限の取組を要件化

どうして農林水産業で環境負荷低減に取り組まなければならないの？



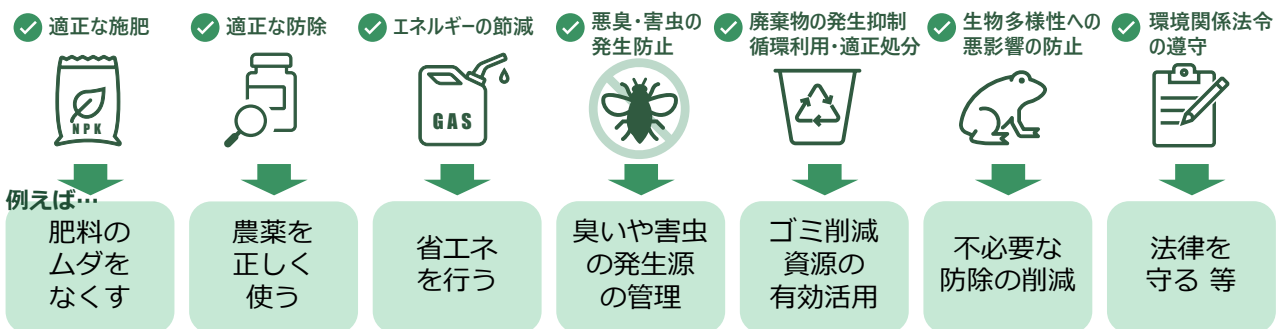
農林水産業は環境の影響を受けやすいことに加え、農林水産業自体が環境に負荷を与えている側面もあります。

このため、日頃の事業活動の中で新たな環境への負荷が生じないように、**7つの基本的な取組を実践することが重要**です。

「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、**消費者の理解と評価を深める**ことにもつながります。

「みどりチェック」は
誰もが取り組める
環境負荷低減への
「初めの一歩」です。

「みどりチェック」の7つの基本的な取組とポイント



「みどりチェック」の実施手続き

チェックシートの記入・提出



チェックシートの例（抜粋）

	適正な施肥
☒	肥料を適正に保管
☒	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
☒	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
☒	有機物の適正な施用による土づくりを検討

申請時 (します)	☐
報告時 (しました)	☐

←該当する方に○

取組内容の確認



申請

取組の実践

報告

確認

- ・ 農林水産省の補助事業等に申請する際に、チェックシートの各項目を読み、該当する全ての項目にチェックを付けて提出の上、取組を実践してください。
- ・ 取組を実践した上で、事業の報告時にもチェックシートを提出してください。
- ・ 後日、国の担当者が、現地での目視・聞き取り等により、抽出された者に対して取組内容の確認を行います。

よくあるご質問

Q 「みどりチェック」のチェックシートは、農林水産省の補助事業を活用する場合には、必ずチェックして提出する必要があると聞きましたが、提出しなかったらどうなるのでしょうか？

A 取組の実践とチェックシートの記入・提出は補助金等の受給要件となります。もし、記入・提出しなかった場合には、補助等が受けられなくなるので、必ず実施しましょう。

Q 「みどりチェック」は、難しい内容であり、誰でも簡単には取り組めないのではないのでしょうか。また、取り組むことでどのような効果があるのでしょうか？

A 「みどりチェック」は皆さんが意識すれば取り組める内容です。また、「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、消費者の理解と評価を深めることにもつながります。

詳しく知りたい方はこちら

農業経営体、畜産経営体、林業事業者、漁業経営体、食品関連事業者、民間事業者・自治体等向けのチェックシート解説書やQA集等を掲載しています。

→<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>



農業



畜産業



林業



漁業



食品

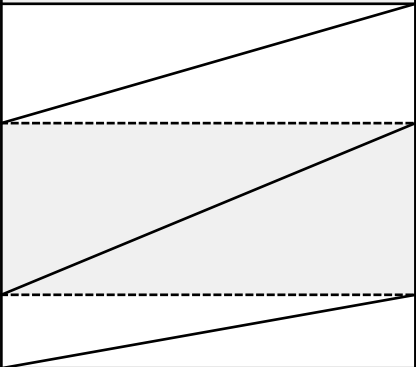
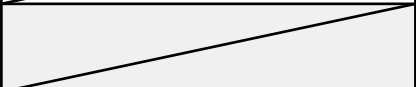
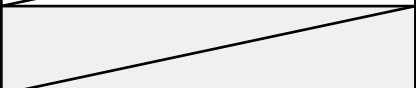
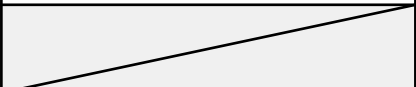


民間・自治体

お問合せ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
☎（直通）03-6744-1865

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI			2030年 目標		2050年 目標	
温室効果ガス削減	①	農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)		0万t-CO ₂ (100%削減)	
	②	農林業機械・漁船の電化・水素化等 技術の確立	既に実用化されている化石燃料 使用量削減に資する電動草刈機、 自動操舵システムの普及率:50%	2040年 技術確立		
			高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6:使用環境に応じた条件 での技術実証 TRL 7:実運転条件下での プロトタイプ実証			
			小型沿岸漁船による試験操業を実施			
	③	化石燃料を使用しない園芸施設への 移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合:50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行	
④	我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		
環境保全	⑤	化学農薬使用量(リスク換算)の低減	リスク換算で10%低減		11,665(リスク換算値) (50%低減)	
	⑥	化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)		63万トン(30%低減)	
	⑦	耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha		100万ha(25%)	
食品産業	⑧	事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン(50%削減)			
	⑨	食品製造業の自動化等を進め、 労働生産性を向上	6,694千円/人(30%向上)			
	⑩	飲食料品卸売業の売上高に占める 経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める 経費の割合:10%			
	⑪	食品企業における持続可能性に配慮 した輸入原材料調達の実現	100%			
林野	⑫	林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による 炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合:30%		90%	
水産	⑬	漁獲量を2010年と同程度 (444万トン)まで回復	444万トン			
	⑭	ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖に おける人工種苗比率	13%		100%	
		養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	64%		100%	

